

令和6年3月

中札内村議会定例会会議録

令和6年3月5日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	山崎副村長兼務	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	下浦強君
住民課長補佐	山本一美君	住民課長補佐	平山直人君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	平澤悟君	書記	植松菜々美君
--------	------	----	--------

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		閉会中の所掌事務調査
日程第 6		村政・教育行政執行状況報告
日程第 7		令和 6 年度村政・教育行政・農業委員会執行方針
日程第 8	発議第 1 号	中札内村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第 9	議案第 3 号	中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約について
日程第 10	議案第 4 号	中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 5 号	中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 6 号	中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 7 号	中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 8 号	中札内村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 9 号	中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 10 号	中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 11 号	元更別辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 18	議案第 12 号	西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 19	議案第 13 号	令和 5 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 20	議案第 14 号	令和 5 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 21	議案第 15 号	令和 5 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 22	議案第 16 号	令和 5 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 23	議案第 17 号	令和 5 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について

日程第 2 4 議案第 1 8 号 令和 5 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

開会 午前１０時００分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は８人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和６年３月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、１番船田議員と２番北嶋議員を指名いたします。

◎日程第２ 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第２、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員長、登壇願います。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和６年中札内村議会３月定例会について、２月２７日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容をご報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。

会期につきましては、本日から１４日までの１０日間であります。

今定例会への村長提案は、議案が２５件であり、指導主事共同設置規約の変更が１件、条例の一部改正が９件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が２件、区域外の公の施設の利用に関する協議が１件、一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算が６件、令和６年度各会計予算に係る審査が６件となっております。

その他、村政及び教育行政執行状況報告と令和６年度村政、教育行政並びに農業委員会執行方針が述べられます。

また、議会報告、提案等は、諸般の報告、閉会中の所掌事務調査通知が１件、発議として条例制定が１件であります。

意見書、請願、陳情等につきましては、陳情が２件提出されておりますが、議員への回覧という取扱いといたしました。

発議第１号と議案２５件のうち、発議第１号と議案第３号から議案第１８号までの１６件については、初日の本会議での審議としてください。

令和６年度一般会計、特別会計及び事業会計予算案６件と予算に関連する議案第１９号から議案第２１号までの３件の審議に当たっては、特別委員会を設けず、本会議での審議とし、新年度各会計予算案の審議にあたっては、会議規則第５５条の「質疑は、同一議員が同

一の議題について3回を超えることができない」の規定を適用せずに、十分な審議をお願いします。

なお、予算に関連する議案第19号から議案第21号までの3件は3月12日に、新年度各会計予算案は3月12日から14日までの3日間での審議としてください。

一般質問は、2名から2問の通告がありましたが、8日での質問を予定してください。

一般質問等で質問をする際に、写真やパネル等を使用する場合には、事前に議長の承認を受け、写真等の写しを議場内に配布してから質問をするようにしてください。

また、携帯電話及びスマートフォンの議場への持ち込みを禁止としますので、厳守いただくようお願いします。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月14日までの10日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月14日までの10日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

12月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布いたしましたので、了承願います。

◎日程第5 閉会中の所掌事務調査

○議長（中井康雄君） 日程第5、閉会中の所掌事務調査を議題にいたします。

局長より説明いたします。

○議会事務局長（平澤悟君） それでは、議会運営委員会の所掌事務調査通知書について、ご説明をいたします。

赤ナンバー3番をご覧ください。

今後1年間の閉会中における委員会活動について、議長に通知するものですが、通知事項は議会運営委員会の所掌事務調査であり、目的は、議会運営に関する事項、議会の会議規則・委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項であります。

委員会人員は、委員4名で、期間は1年を上限とし、審査終了までであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

閉会中における所掌事務調査として通知のありました議会運営委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は、通知書のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 村政・教育行政執行状況報告

○議長(中井康雄君) 日程第6、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 定例会の開会に当たり、12月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、村表彰条例に基づく奨励表彰について、個人で北海道高等学校ラグビーフットボール北選手権大会で優勝し、全国高等学校ラグビーフットボール大会に出場した須貝亮太さん、また、全国高等学校総合体育大会スピードスケート競技、男子2,000メートルリレーで第3位となった戸水駿大さんを奨励表彰の受賞者と決定し、それぞれ2月19日、2月27日に表彰させていただきました。

防災関係では、2月6日に災害対策本部訓練を文化創造センターで、避難所設置訓練を村民体育館で実施し、職員47名が参加しております。

災害対策本部訓練では、災害図上訓練、災害想像力ゲームDIGを用いた村の地域特性、防災資源及び危険箇所の確認のほか、防災対策班に分かれ、時系列別の警報等を想定した応急対策について学んでおります。

また、避難所設置訓練では、避難者受付場所の設置のほか、プライベートテントや段ボールベットの設置をしております。

研修関係では、1月24日にメンタルヘルス研修として、一般社団法人日本経営協会の松前葉子氏を講師に迎え、ストレスとメンタル不調の関係やストレスとの向き合い方、逆境でも柔軟に立ち直るレジリエンスを鍛えるスキルなど、職員一人ひとりの思考傾向の分析を交えながら、自己肯定感の養い方など職場や家庭で役立つ実践的なご講演をいただいております。

村の分譲地公売関係では、ビレッジときわ野第5次分譲地の造成工事が完了し、12月18日から申込受付を開始いたしました。

2月末現在の状況は、村民限定の第1次受付期間での申込みはなく、第2次受付期間で2件の申込みをいただいたところであります。

消防団では、昨年12月26日から30日の5日間、村内一円において歳末特別警戒を実施したのに加え、今年も1月6日に出初式を挙行し、団長以下37名、来賓20名の出席により、中札内神社での無火災祈願と村民体育館での表彰伝達等を行いました。

令和6年度から女性消防団員を採用するにあたり、1月22日から2月20日まで募集したところ、4名の方から応募がありました。引き続き、団員募集に努めてまいります。

企画財政グループについてですが、男女共同参画の推進では、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会づくりのため、12月19日に男女共同参画に関する中学生作文コンクールの表彰式を行い、応募作品数25点の中から最優秀賞1点、優秀賞2点、入選2点を表彰させていただきました。

地域おこし協力隊インターン、地方で働きたい事業では、2月7日から27日までの期間、首都圏の大学生1名を村の会計年度任用職員として任用し、観光協会や総務課などでの就労体験を通じて、村の生活を体験していただけるよう受け入れを行っております。

さらに、3月11日から22日までの期間、首都圏の大学生1名の任用を予定しております。

景観まちづくり委員会では、12月18日に新たな委員7名に委嘱状を交付し、委員会の概要とこれまでの取組経過、村民アンケート結果を報告しております。

まちづくり講演会については、南十勝4町村及び幕別町で構成される南十勝夢街道プロジェクト推進協議会による人材育成事業が、2月21日に本村の文化創造センターで開催され、国立大学法人奈良国立大学機構奈良教育大学准教授の河本大地氏を講師に「SDGsと地域づくり」と題して、景観や環境、文化を守り、地域資源を生かした自立したまちづくりについてご講演をいただいております。

ふるさと納税額は、2月19日現在で約6億8,000万円となっております。

また、12月議会で報告させていただいた村の発注ミスによる869件の処理状況については、寄附のキャンセルまたは別の返礼品への変更により866件の処理が完了しており、残る3件についても引き続き処理手続きを進めているところであります。

昨年11月27日から本年3月31日までの期間で実施している「十勝・中札内村に『何度も訪れたくなる』美しい森をつくりたい」プロジェクトに係るふるさと納税クラウドファンディングは、2月19日現在で、寄附額が約1億1,000万円となっており、目標額の2億円にはまだ達しておりませんが、今定例会に事業者への補助金ほか関連する補正予算を提案させていただいております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

税務出納グループについてですが、令和5年分の所得税確定申告は、役場庁舎会議室を会場とし、2月15日より実施しております。

新型コロナウイルスやインフルエンザの感染者が増加傾向にあり、来場される方にマスクの着用をお願いするとともに、会場内での消毒、換気、ソーシャルディスタンスの確保など、引き続き感染防止に努めながら、受付最終日である3月15日まで実施してまいります。

住民グループについてですが、書かない窓口は、氏名等の同じ情報を何度も書かせないことで、窓口に来た方の作業を短縮し、住民サービスの向上を図ることを目的として、令和5年度にシステムを導入しておりますが、現在、令和6年5月からの運用を目指して、様式の設定や各課との調整を実施しております。

令和元年の事業開始から5年目となるエキノコックス駆除事業は、昨年6月から11月において、毎月約1,000個の駆虫薬散布を行いました。

令和4年度の調査においては、抗原陽性率が27.4%、虫卵検出は11検体、陽性率10.4%で令和3年度まで順調に下がってきた陽性率が上昇しておりましたが、直近の昨年秋季の調査では、抗原陽性率が15.2%に減少し、虫卵検出も3検体、陽性率2.5%に減少しております。

これまでの調査において、継続した駆虫薬の散布が効果的であると分かっていることから、近隣自治体と連携しながら引き続き事業を継続してまいります。

中札内村立診療所医師住宅新築工事は、令和6年3月までの工期で工事を進めておりますが、冬季の降雪等により、外構工事の十分な施工品質を確保することが困難なため、外構工事に係る費用の繰越明許費を設定するとともに、令和6年5月末まで工期の変更契約を締結しております。

なお、居住部分は3月に工事完了を予定しているため、部分検査を実施し、4月には入居できる予定であります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、今年度の福祉灯油の支給については、低所得層の高齢者世帯などを対象に、支給基準の上限となる1世帯あたり2万円分の灯油購入券または共通商品券を、306世帯中289世帯に支給しております。

今年度追加分として給付する住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による家計への影響が大きい低所得層の世帯等を対象とし、2月末現在、1世帯当たり7万円を、535世帯中444世帯に給付しております。

また、住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金は、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯等を対象として、10万円を給付するもので、84世帯へ確認書等を送付しております。

住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の児童を扶養する世帯には、子ども加算として児童1人につき5万円を、また地方創生臨時交付金を活用し、村独自事業として実施する中札内村妊婦・子育て世帯臨時特別給付金は、住民税非課税世帯等を除く、高校生年齢相当までの子どもを養育する子育て世帯等の経済的負担を軽減する目的で、1世帯あたり5万円を、3月中旬以降順次給付してまいります。

介護に関する基本的な知識や技術を学ぶ介護に関する入門的研修は、中札内村、更別村、北海道との共催により、2月6日から9日まで更別村サラパークを会場に開催し、中札内村からは5名の方が参加されております。

次に、保健グループについてですが、季節性インフルエンザの予防接種は、2月15日現在、乳幼児から高校3年生相当までの対象者617名のうち255名が、65歳以上の対象者は、1,172名のうち731名が予防接種を受けていただいております。

新型コロナウイルスワクチン秋開始接種状況については、2月19日現在、65歳以上の方で接種を終えた方は762名で、対象となる方の接種率は70.3%となっております。

また、12歳から64歳までの方で秋開始接種を終えた方は437名で、対象となる方の接種率は22.7%となっております。

国で実施する新型コロナワクチンの特例臨時接種については、3月末で終了する見込みであります。

健康講座については、中札内村立診療所の高石恵一所長を講師に「緊急！コロナ・インフルエンザ感染症対策会議～アフターコロナの生活を有意義なものにするために～」と題した講演会を保健センターにおいて開催し、新型コロナなどの感染症の予防や罹患時の対応について40名の方が学ばれました。

七色献立プロジェクト健康ポイント事業は、今年度より参加登録の申込みを受け付け、1月末までの期間中に709名の方に参加していただきました。

また、今年度の事業を締めくくる修了セミナーを2月23日に文化創造センターで開催し、ベジチェックや血管年齢測定、ポイント景品交換などを実施しております。

今年は健康づくり講演会を同日に開催し、「運動とメンタルヘルスについて」と題して、精神科医でベストセラー作家でもある樺沢紫苑氏を講師に迎え、村内外から多くの方が参

加されました。

運動と心の関係や運動を継続する秘訣などを医学的な知見をもとに、わかりやすくご講演いただきました。

次に、保育園についてですが、入園準備に係る保護者説明会は、主に来年度新たに入園されるお子さんの保護者を対象に、2月20日に開催し、入園のしおりの内容等を説明させていただきました。

また、年長児は卒園を控え、就学に向けて2月上旬より午睡をせずに日中を過ごし、生活リズムと環境を整える等の準備に取り組んできております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農業協同組合の令和5年の農業粗生産高確定額が発表され、農産、畜産合わせて153億5,539万円程となりました。

農産では、7月以降、晴れた日が多く、気温も平均より高い猛暑日が連日記録されたことから、一部の作物では猛暑の影響を受ける状況となりました。

特にてん菜は、猛暑の影響を受け著しく糖度が低い状況となったこともあり、農産物全体の粗生産高は、昨年度よりも若干低く、54億5,753万円となりました。

一方、畜産では、生乳は、猛暑の影響により乳量は減少しつつも、単価は維持されております。

また、鶏卵は道央で発生した鳥インフルエンザの影響により高めで取引されたほか、肉豚も比較的高めで取引されたことから、畜産全体では、98億9,786万円程となりました。

これまで経験したことが無いような異常気象に見舞われ、肥料や燃料等の各種経費が高騰する中、懸命に努力されました生産者の皆さまをはじめ、関係機関の皆さまのご労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

農業振興関係では、地域担い手育成総合支援協議会の取組みとして、2月5日から8日まで、関係機関とともに畑作技術懇談会を開催したほか、営農セミナーを2月20日に開催し、帯広畜産大学環境農学研究部門の藤本与助教をお迎えし、近年、急速に研究が進むロボットトラクターの現状や課題、無人農業機械の研究状況についてご講演をいただいております。

今年度の元気な農業サポート事業の実績は、客土、除礫及び浸透層設置や集積場取付道路設置事業のほか、今年度から新たにメニューに加えた集積場設置事業等を含め、合わせて27件、約620万円の見込みとなっております。

商工関係のうち物価高騰対策の一環として中札内村商工会が実施するプレミアム付き商品券事業は、3月末までの利用期間ですが、2月9日時点での利用率は84.2%となっております。

このほか、2月13日時点で商工業プロモーション推進事業補助金は2事業者から申請があり、また、中札内村ワーケーション実証費用助成事業は、延べ6社の利用を見込んでおります。

いずれの事業も利用期間が3月末までとなっていることから、改めてホームページ、SNS等で制度の周知を行い、利用の呼びかけを行ってまいります。

中小企業への資金融資対策については、中小企業振興資金コロナ特例分の利子補給として、9事業者に71万円程の助成を行います。

このほか通常分として、今年度の利子補給額は、中小企業振興資金の利子補給で29事業者54万円程、保証料補給で11事業者192万円程、また、中小企業者事業資金の利子補給は、36事業者57万円程の見込みとなっており、それぞれ助成を行います。

観光関係については、観光協会では1月28日に道の駅において、なかさつない冬まつり

を開催し、スノーラフティング体験や雪中宝探しのイベントを行ったほか、2月11日には、文化創造センター近隣エリアを会場にスノーアートヴィレッジなかさつない2024が開催されました。

スノーアートヴィレッジ開催当日は天候も良く、梶山智大さんが雪原に制作した日高山脈をモチーフとしたスノーアートを見ていただいたほか、ポニーによる馬そり体験や中札内高等養護学校の生徒が制作した雪の迷路、キッチンカーによる食市など、来場者には楽しいひと時を過ごしていただきました。

日高山脈国立公園化に係るPR事業については、実行委員会が主体となり事業を取進めているところですが、1月14日に文化創造センター前広場において、北海道大学山岳部の学生に協力をいただき、村内小学生を対象にイグルーを作る体験事業を開催したほか、1月27日から28日の2日間、村民の方々が制作したアイスクャンドル約1,500個を道の駅に並べ、キャンドルを日高山脈に形どり点灯させるイベントを開催しております。

このほか、今年夏の国立公園化を見据え、村民の皆さんにも興味、関心を持っていただくため、地域おこし協力隊の町田仁志さんや北海道大学山岳部及び環境省から提供をうけた日高山脈の写真12作品で令和6年度日高山脈国立公園化記念カレンダーを作成し、3月広報に合わせて村民に全戸配布をしたところであります。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

除雪関係では、12月から2月末において10センチメートルを超える降雪が5回あり、道路並びに公共施設等の除雪路線の除雪作業を実施しております。

特に、1月23日深夜から降り出した大雪は、午後までに積雪が50センチメートルを超え、除雪路線において2回出動し、除雪及び拡幅作業を実施しております。

また、2月1日から2週間あまりの期間で市街地の排雪作業を実施し、交差点等の見通しの確保や安全対策に努めてまいりました。

除雪機購入費補助金については、今年度の合計で8件の補助を決定し、除雪の負担軽減及び除雪困難者に対する除雪ボランティア活動に務めていただいておりますが、さらに本事業に対して、2件の補助申請を受けていることから、本定例会に補助金の追加補正予算を提案させていただいております。

今後においても、道路パトロール等により道路状況の確認を取組むとともに、降雪状況を見極めるなかで適切な除雪等の対応を実施してまいります。

移住定住促進関係では、今年度の合計で、中札内スタイル住宅建設奨励金3件、定住促進奨励金19件、戸建て建築者等に対する定住促進住宅取得奨励金8件、また、住宅リフォーム支援金について66件を承認しております。

12月16日に文化創造センターを会場に、移住促進協議会なかさつサポーターズの主催による移住者クリスマス交流会が初開催され、本村への移住者22名が参加されました。

クリスマスソングを聞きながら懇談し、ゲーム等を楽しみながら交流を深めておりました。

さらに、移住体験住宅については、12月中旬から2月末まで3件の利用があり、本村への移住生活を体験していただいております。

村営住宅入居関係では12月から2月末まで3回の公募を行い、3件の入居を決定しております。

下水道事業関係では、中札内浄化センターの汚泥処理コントロールセンタ外更新工事について、昨年6月より電気設備と機械設備の更新を進めておりましたが、世界的な半導体の物資不足により更新機器の納入が遅延し、次年度に繰越して取進めるものであります。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 定例会の開会にあたり、12月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについて、ご報告させていただきます。

はじめに教育委員活動であります。1月22日に更別村教育委員との二村研修会を本村で開催し、部活動の地域移行をはじめ、両村の教育行政に関して意見交換を行っております。

次に、学校教育の状況であります。令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が公表されました。

全国と本村小中学生との各種目の得点を合計した体力合計点との比較では、対象となる小学5年男子は全国平均を下回りましたが、中学2年男女と小学5年女子では全国平均を上回りました。

村学力・体力向上等サポート会議において行った分析、考察を基に、授業の改善に向けた取り組みを進め、児童生徒の心身の健康と体力向上を図ってまいります。

児童生徒の対外競技等への参加状況であります。1月5日から7日に釧路市で開催された第54回北海道中学校スケート大会に7名の生徒が出場しました。

中学2年生4名が全国大会への出場権を獲得し、2月3日から6日に長野市エムウェーブで開催された第44回全国中学校スケート大会の大舞台で今後につながる良い経験をしてきました。

そのほか、十勝の代表として、バレーボール部が1月7日から9日に芦別市で開催された第44回北海道中学生バレーボール選抜優勝大会予選会に出場し、ソフトテニス部の男子ペアと女子ペアのそれぞれ1組が2月3日から18日にかけて開催された北海道中学生インドアソフトテニス研修大会に出場してきました。

中学校では、12月8日に村民参観日を実施し、全校道徳において性の多様性をテーマにトランスジェンダーの当事者で現役の学校教諭である真田陽氏からLGBTQ+などの性的マイノリティの知識と多様性を尊重し合う社会づくりの大切さについて理解を深めました。

当日は、生徒や教員のほかに、多くの保護者や地域の方にも参加いただきました。

共育の日事業では、2月28日に地域協働型学校づくり協議会による教育講演会を開催しました。

講師には元オリンピックスピードスケート選手で本村出身の押切美沙紀氏と幕別町出身の高木菜那氏をお招きし、オリンピックなどの世界大会での貴重な経験を振り返りながら、子どもから大人たちまでに夢や希望を与えるお話をいただきました。

190名の参加者の心に残る講演会でありました。

6月から購入を進めておりましたスクールバスひばり号が納車され、2月1日より上札内方面を運行しています。

次に、社会教育の状況であります。1月7日に20歳を祝う会を執り行い、20名が友人との再会を喜び合い、写真を撮り合うなど楽しいひと時を過ごしていました。

子ども会冬季野外レクリエーションが2月17日に文化創造センター前広場において開催され、児童がスノーモービル試乗体験や雪山あそびで楽しみました。

子どもは143名、役員、保護者を含めると、約200名が集まり、昼食の豚汁を食べる時には、ハーモニーホールが一杯になり、ラウンジも使用するなど、近年では一番盛況でし

た。

川越市訪問事業は、1月10日から13日まで中学1年生6名が川越市を訪問し、大東西中学校生徒とお互いの学校紹介を行い、初雁中学校生徒のガイドで川越のまちを見学し、昨年夏に来村した中学生と郷土かるたで楽しむなど交流を深めてきました。

国際交流派遣研修事業は、ハワイ州エバ・マカイ・ミドルスクール生徒8名が、12月17日から23日まで来村し、3月に派遣する生徒の家庭でホームステイをしながら、中学校で本村生徒との交流や、茶道や浴衣着付けの文化体験、温泉入浴やカーリング体験などハワイではできない貴重な体験をしていただき、有意義な研修を終えられ帰国されました。

中札内からハワイへの派遣は、3月24日から30日までの日程で、生徒5名と通訳を含めた引率者3名が、事前研修を経て渡米します。

主体的に貴重な経験を積み、国際理解や語学力向上のきっかけとなることを期待しています。

スポーツ賞等は、スポーツ賞及び奨励賞に1個人2団体、小中学生のジュニアスポーツ賞及び奨励賞に11個人4団体、文化賞等は文化賞に1個人、小中学生のジュニア文化賞及び奨励賞に6個人の受賞を決定し、2月27日に授賞式を執り行いました。

図書館事業では、12月23日にはおはなし会冬のスペシャル、1月11日に冬休み工作会を行い、子どもから大人まで参加をいただきました。

体育振興事業では、1月20日に交流の杜まつりを開催し、本村在住の講師の西田匡孝氏から小学生に運動するにあたっての身体の正しい使い方などについて教えていただきました。

そのほか、ミニバレーやバスケットボールなどを体験しました。

村民スポーツ大会は、1月21日にミニバレー大会、2月4日に卓球大会、2月20日にモルック大会を実施しており、3月10日にはバドミントン大会を開催します。

また、1月11日に南十勝教育振興会主催の南十勝小学生スケート大会が本村を会場に、村スケート協会の方々の運営協力をいただきながら実施し、参加した子どもたちは自己ベストを目指して力走していました。

各種教室では、ちくだいKIPと連携した大人の体育が終了し、動ける身体づくりと運動の習慣化を促すプログラムに延べ243名が参加し、楽しく汗を流しました。

小学生スキー教室は2月9日と10日に実施し、児童22名が参加しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

◎日程第7 令和6年度村政・教育行政・農業委員会執行方針

○議長（中井康雄君） 日程第7、令和6年度村政執行方針、教育行政執行方針、農業委員会執行方針について、村長、教育長、農業委員会会長から発言を求められていますので、これを許します。

はじめに、森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 令和6年3月定例会の開会にあたり、村政執行の所信の一端を申し上げます。

私の任期も残すところ1年4ヶ月となりました。

平成29年に村政執行の重責を担わせていただいて以降、地域を取り巻く状況は複雑化

の一途をたどります。

役場組織においては、視野を広げて様々な社会課題を自分ごとと受け止め、組織横断的な意識を持たねば、まちづくりの前進は難しい時代と言えます。

このため、2期目は組織力の向上こそが最大の住民福祉であるとの観点から、各種の取り組みを進めてまいりました。

その一つの成果が令和5年度に掲げた「少子化ストップ元年」です。

出生率が右肩下がりに転じてから半世紀となる年に、少子化を役場全体の重要課題と位置づけ、総合的かつ徹底的な対策に着手しました。

2期目最後の本格予算となる令和6年度は、組織力の強化をさらに推し進めながら、地方創生を再定義するまちづくりに取り組みます。

テーマは「シン・地方創生～地域の希望の向上～」です。

人口減少と東京圏への一極集中の克服を目的とした国の地方創生は、今年でスタートから10年となります。

この間、いずれの目的も改善は図られず、新型コロナウイルスの感染拡大で急加速する少子化により、それらの課題は一層深刻度を増しております。

一方、中札内村においては、人口が微減傾向にありながらも社会増を5年連続で達成し、若年層らの起業が相次ぎ、住民による複数の各種イベントが立ち上がるなど、まちづくりの機運は高まりを見せております。

このように、人口減少下にあっても希望に満ちた地域づくりは可能であり、村ではこの流れを強固なものとするべく、地方創生を人口の多寡にとらわれない地域の希望の向上と定め、まちづくりを進めてまいります。

具体的には「住民との情報共有の徹底」、「住民利益への本気の貢献」、「住民の声が届くマチづくり」の3つの基本理念に基づくボトムアップのまちづくり公約、各部局による全29分野の最重点施策「メインディッシュ」を掲げました。

住民、議会、村職員一人ひとりがまちづくりの主役であるとするまちづくり基本条例の実践を進め、人口減少下での普遍的な美しい村づくりの土台を固めます。

併せて、少子化は地域の存亡にかかわる最大の懸案事項であることから、これまで進めてきた子育て支援策はいささかも停滞させることなく職員一丸となって取組んでまいります。

それでは、令和6年度予算の概要について申し上げます。

国の予算においては、歴史の転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れをつかみとるとの位置付けで、30年来続くデフレの脱却やこども、子育て世帯を対象とする支援の拡充、地方が直面する様々な社会課題をデジタルの力で解決することとしております。

このような国の方針を鑑みながら、国の財政支援や特定目的基金、起債を有効活用しながら、公共施設の長寿命化対策を進め、限られた財源の中で今後も住民サービスを継続し、暮らしの安心を担保するよう心を配りました。

一般会計の予算規模は、55億8,280万円、対前年比0.1%の減となり、国民健康保険特別会計など3つの特別会計と2つの公営企業会計を合わせた合計は72億3,319万3,000円、対前年比0.4%の増となっております。

歳入予算では、一部財源を留保し、地方固有の財源である地方交付税は約19億8,600万円、臨時財政対策債は約600万円、総額19億9,200万円としております。

次に、村政運営の方針及び主な施策の推進について、第7期まちづくり計画の5本の柱に沿って申し上げます。

ここではメーンディッシュの詳細な説明を省かせていただきますが、事業概要と目的を含めた一覧を別紙資料としてまとめておりますので、ご参照いただきたく存じます。

第1は「みんなが主役のまちづくり」です。

まちづくり基本条例の理念に基づき、住民が積極的にまちづくりに参画していけるような情報共有の推進や担い手育成に取り組めます。

情報共有においては、広報紙やSNS、防災情報無線などあらゆる情報媒体を徹底活用し、迅速かつ的確な行政情報をお届けします。

特にLINEの活用を強化すべく、18歳以上人口の7割に当たる2,300人の登録者を目指します。

直接、住民と意見交換を図る場も設けてまいります。

冒頭でも触れましたが、多様化、複雑化する社会課題に対応するための職員の資質向上は喫緊の課題です。

スキルアップには幅広い視野を養うインプットと知識定着につながるアウトプットが不可欠であり、全体研修等に取り組むとともに自主研修を促し、学びを促すチームマネジメントの徹底強化も図ってまいります。

また、AIをはじめとする自動技術の有効活用で労働生産性を高め、より優先度の高い課題に労力を注げる環境を整えてまいります。

コンプライアンスに対する意識高揚とメンタルヘルスを通じた健全な職場環境づくりも推進いたします。

村税関係では、高徴収率維持のため、外部研修の参加などで税務職員の資質向上を図るとともに、収支や財産の状況等、個々の実情を的確に把握し、生活実態に即した徴収方法による滞納整理を進め、税の公平性を維持してまいります。

また、村租税教育推進協議会と連携し、まちづくりの重要な財源としての税の役割について、小学校及び中学校で学びの機会をつくり、まちづくりへの参画意識の高揚を図ってまいります。

住民窓口では、令和6年5月から書かない窓口のシステムを活用し、氏名等の同じ情報を何度も書かせないことで来庁者の窓口作業を短縮し、住民サービスを向上いたします。

第2は「優しさと安心が繋がるまちづくり」です。

人々の暮らしの変化や社会構造の変化により、地域生活に対する課題も変化してきております。

また、少子高齢化が進み、人口構造や世帯構成への変化がもたらす影響は地域福祉の分野にも及んでおります。

地域住民の暮らしの安心を支えるためには、公的な福祉サービスの充実と、地域住民の相互支援や協力体制が一体となって進んでいかなければなりません。

合わせて地域福祉の担い手をいかに確保するかも大切な視点です。

その土台となるのが、少子化対策と子育て支援です。

子どもの健やかな成長の実現のためには、環境変化に対応した子育て支援の充実がますます重要となっております。

母子保健及び子育て支援関係では、新たに妊婦訪問事業を開始するとともに、出生後1ヶ月児健診及び産婦健診に係る費用助成を行い、経済的な負担を軽減し、健診結果等を活用した相談支援に取り組めます。

4年目に入る産後ケア事業は利用回数等を拡充するほか、産前産後ヘルパー事業、妊婦健康診査費用、新生児聴覚検査費用助成、妊産婦健診のための通院に係る交通費及びタクシー

料金の助成を継続いたします。

また、多面的な取組みで産前、産後から子育て期まで切れ目ないサポートを展開してまいります。

各種相談拠点である子育て世代包括支援センターの運営に加え、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行う国の出産・子育て応援事業を活用いたします。

不妊治療の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療及び一般不妊治療の治療費助成も継続いたします。

ファミリーサポート事業は、子育て支援センターを拠点に、児童の預かり等の援助を希望する保護者と、援助ができる方との相互調整等を行い、引き続き事業周知及び会員同士の交流会や研修等に注力いたします。

保育園においては、地域の保育ニーズを踏まえ、質の高い保育サービスを提供し、保護者と地域が積極的に運営に関わることができるよう配慮してまいります。

また、外部の講師等を招いて、健康な身体づくりのための運動教室や英語に慣れ親しむカリキュラムも継続し、子どもたちの健やかな成長を支えます。

保育園のエアコン整備工事は、機材確保が困難な情勢のため夏までの設置は難しい状況ですが、保育への支障の最小化を図りながら、熱中症対策などの子どもたちの健康管理に努めてまいります。

暑い時期でも運動活動に積極的に取り組めるようになるため、身体づくりの充実を図ります。

待機児童への対応及び近隣市町村で就労する保護者の利便性向上を図るため、令和5年度に導入した認可外保育施設の保育料等助成を継続いたします。

また、子育て支援センターでは、一時保育の受け入れや子育てに関する相談、支援事業等を通じて、保護者支援に引き続き注力いたします。

このほか、高校生までの乳幼児、児童の医療費無料化、中札内村結婚新生活支援事業を引き続き実施してまいります。

次に、高齢者福祉施策についてです。

本村の高齢化率は令和6年1月末現在30.3%となっております。

高齢者やそのご家族が、住み慣れた地域で、安心して自分らしく生活を続けられるように、福祉、医療、保健、介護に関わるサービスが適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

介護保険関係では、高齢者が心身の機能を維持し健康で過ごすことができるよう、個々の状態や運動レベルに応じて、クラス別に介護予防教室を継続いたします。

また、認知症の疑いがある方を早い段階で発見し、早期診断、早期対応に向けた支援体制の充実を目指します。

側面的なアプローチによる高齢者の社会生活支援にも引き続き寄与してまいります。

70歳以上を対象とする高齢者民間バス運賃助成事業では、外出を促して自立した暮らしを楽しんでいただき、65歳以上を対象とする高齢者等温泉利用助成事業では、とかちエアポートスパそら及び更別温泉の入浴料を助成して心身の健康増進につなげていただきます。

関係機関との協働では、在宅医療・介護連携推進事業を更別村と共同で北海道家庭医療学センターへ委託し、医療機関と介護サービス事業者等の連携を推進してまいります。

また、社会福祉協議会に委託する生活支援体制整備事業では、地域課題の把握や各種サービスの充実につながるよう努めてまいります。

介護人材の不足は、本村に限らず社会的な課題となっております。

将来を見据えた取組みの一つとして、中学生を対象とした村の福祉・介護を学ぶ研修会を実施いたします。

介護の仕事の魅力ややりがいに触れてもらい、進路の選択肢を広げる働きかけを始めてきたいと考えております。

障がい者福祉では、障害者総合支援法に基づく国の動向と令和6年度を始期とする第7期中札内村障がい福祉計画を基本として、自立支援給付や相談支援事業、日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を実施してまいります。

障がいに対する地域理解をさらに広げるため、住民組織であるスペシャルニーズプロジェクトと自立支援協議会との共催により、障がいのある方が地域で自分らしく過ごせることを目指した障害福祉講演会を開催いたします。

また、南十勝広域による地域生活支援拠点を設置することにより、緊急時の受け入れ、グループホーム体験入居のサポートやショートステイの調整など、様々な相談に応じ、障がいのある方の支援の充実を図ってまいります。

人生100年時代において、健康づくりは福祉施策としての重要度がますます高まっております。

令和6年度を始期とする第3期いきいき元気なかさつない中札内村健康増進計画に基づき、総合的に推進し、健康寿命を延伸いたします。

その中核を担うのが、地域における食育の推進と住民の食生活改善などを通して健康づくりにつなげる七色献立プロジェクトです。

新たに稼働するまちなかキッチンスタジオを活用した栄養改善セミナー等の学習機会の提供、野菜摂取量測定器ベジチェックの通年設置による日常の野菜摂取量の見える化等により、食生活に野菜を上手に取り入れてもらえるよう食を通した健康づくりを推進してまいります。

さらに、村内の生産者や飲食店などと協働した企画も継続いたします。

また、ウォーキングなどにより健康活動の習慣化を図る健康ポイント事業は、多くの方に活動量計を身に付けていただいております。

歩くことから取り組む健康づくりを楽しみながら継続できるよう、さらに工夫を凝らしてまいります。

中札内村立診療所においては、地域に根差した総合診療を持続的に展開するため、指定管理者である医療法人北海道家庭医療学センターとの協力体制を確立してまいります。

運動機能の維持により自立した生活を長く送っていただくため、介護予防の観点から通所・訪問リハビリテーション事業所を開設し、住民の健康寿命の延伸に寄与いたします。

また、近隣市町村や十勝管内の医療機関との連携を図り、持続的な地域医療体制の構築を目指してまいります。

予防接種では、新たに50歳以上の方を対象とする「带状疱疹予防接種」の接種費用助成を開始いたします。

また、子どもを対象とした定期接種の無料化並びにインフルエンザワクチン接種の費用助成を継続し、子育て世帯の経済的負担の軽減と接種率の向上を目指します。

新型コロナウイルスワクチン接種については、新年度から65歳以上の方等を対象とする定期接種に位置付けられることから、中札内村立診療所をはじめ関係機関と連携しながら、接種体制を整えてまいります。

国保特定健診では、令和4年度における受診率が50.2%に向上いたしました。

特定保健指導や健診結果説明会などを効果的に実施して住民の生活習慣改善を支援いたします。

さらに受診率を上げるべく、健診を受けられていない方への家庭訪問や電話による勧奨に継続して取り組みます。

各種がん検診についても積極的に受診を促し、早期発見、早期治療による重症化予防に努めます。

国保財政の運営主体が北海道に移行し7年目を迎えますが、今年1月に示された全道統一保険料において、急激な被保険者の負担増加を招かないよう健全かつ安定した国保事業の運営に取り組んでまいります。

また、被保険者の健康増進並びに医療費抑制のため、積極的な保健事業の推進と特定健診受診率向上対策、ジェネリック医薬品の利用促進に取り組んでまいります。

第3は「文化と学びが紡ぐまちづくり」です。

まちづくりの原点は人づくりです。

生涯を通じて学び、活躍できる環境と、人がふれあい、文化を育み、生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指してまいります。

教育施策については、総合教育会議において、教育委員会と情報や課題を共有し、方向性について協議、調整を行いながら、教育行政を推進いたします。

教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

第4は「元気あふれるまちづくり」です。

基幹産業である農業の持続的な発展を目指し、安全安心な農畜産物の生産とPR、消費拡大の取り組みを進めるほか、日本で最も美しい村として地域資源に位置づけられている農村景観、魅力ある観光資源を活かし、農業、商工業、観光が連携した地域経済の活性化を目指してまいります。

農業を取り巻く情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻等の国際紛争の影響や、円安、地球温暖化、中進国の経済発展などから、原油をはじめとする資材の高騰や、食料、飼料、肥料原料の供給停滞が発生しているほか、人口減少による担い手不足も加わり、不透明感が増しております。

また、農政の憲法と言われる食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正され、食料安全保障の確保を柱とする国内農業の新たな方向性が示される見通しです。

村としては様々な動向をしっかりと捉え、国の補助制度の活用など農業者や関係機関と連携し、中札内村農業の発展方策に基づく環境にやさしい農業の展開と豊かで住みよい農村の創出に向けた取り組みを進めます。

持続発展可能な農業を支援する元気な農業サポート事業は、客土、除礫、耕地防風林対策、浸透層設置や修繕、集積場の設置及び取付道路設置支援などの補助メニューを設け、一部運用等の見直しを図りながら、総合的に圃場の生産基盤の向上に取り組めます。

また、でん粉原料用馬鈴薯の生産体制維持、増産を図るため、中札内村農業協同組合が行う馬鈴薯高能率収穫機の導入を支援し、持続可能な輪作体系の構築及び収穫作業の効率化に向けた支援を図ります。

地域担い手育成総合支援協議会では、令和5年度から帯広畜産大学と連携し、地域の農業課題の解決に向けた共同研究に取り組んでいるところですが、新年度においても引き続き課題の抽出や論点整理を行いながら、帯広畜産大学との調査研究に積極的に取り組んでまいります。

地域担い手の確保については、村内でも第三者による事業継承が新年度に予定されていることから、担い手育成センター等の関係機関とともに円滑な継承を支援してまいります。

また、後継者の配偶者対策は、農協青年部と連携を図りながら、結婚を望む農業青年の婚活の取組みを後押ししてまいります。

食育、地産地消は、安全、安心な地域食材の活用に努め、農業体験や七色献立プロジェクトとの連携など食と農業を結び付ける取組みを展開いたします。

また、食の応援団のお店を対象としたスタンプラリーやSNSによるPRキャンペーンなど中札内産農畜産物の消費拡大やPR等に努めてまいります。

環境に優しい農業の展開では、環境保全型農業直接支援対策事業による減農薬や自然環境の保全に資する農業生産活動の取組みを実践する農業者に対し支援してまいります。

農業生産環境の充実について、土地改良関係では、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区及び南部地区の農道、区画整理及び除礫等の工事を実施いたします。

基幹水利施設管理事業では、4市町村で構成する維持管理協議会で、灌がい施設等の適切な維持管理に努めてまいります。

畜産関係のうち大規模草地育成牧場については、各種資材価格高騰の影響を受けて厳しい経営を強いられておりますが、飼養方法の見直しや発情検知器等の新機器の導入により、発育成績や受胎率の向上が見られ、十勝農業改良普及センターが行った発育調査で優良な成績評価が得られたところであります。

今後はこうした取組み評価を村内預託酪農家や関係機関等と共有し、同牧場の役割と成果を可視化し、受益者等への村内理解の促進を図ってまいります。

指定管理者である農事組合法人カーフゲートと連携して、効果的かつ効率的な運営を目指しながら、草地改良による良質な飼料の確保と飼養環境改善に向けた設備修繕を行い、健全な後継牛の育成に努めてまいります。

このほか、本村の持続的な酪農経営には、酪農家を支える酪農ヘルパーの確保も必要であることから、新たに雇用確保及び定着化に向けた支援にも取り組んでまいります。

林業関係では、中札内高等養護学校の協力で、令和5年度から準備を進めてまいりました子育て支援の視点による木育事業、村木のカシワで制作した玩具「森の輪」の乳児配布を開始いたします。

私有林については、豊かな森づくり推進事業により植栽に係る支援を行うほか、造林推進事業では、森林環境譲与税を活用しながら、補助率のかさ上げを行い、下刈りや除間伐に係る支援を行ってまいります。

村有林については、森林経営計画に基づき、地域の特性や森林資源の特徴を活かしつつ、計画的な植栽、除間伐、伐採事業などを実施いたします。

有害鳥獣駆除対策では、ヒグマやエゾシカ、キツネ、カラスなどのほか、村内でも確認頭数が増えているアライグマの積極的な駆除を行います。

さらに、音響による退避型装置を使用したヒグマ、エゾシカ対策の効果検証を継続してまいります。

また、有害鳥獣捕獲対策支援事業補助金の制度内容を見直し、狩猟免許取得者の増員と猟友会会員の拡大を図ってまいります。

まちなかにぎわいづくりでは、2月に完成したまちなかキッチンスタジオを機能的に活用いたします。

指定管理者の合同会社カランメールと連携しながら、中心市街地に新たな人の流れをつくり、人と人を食でつなげて親しまれる施設を目指し、七色献立プロジェクトの活動拠点、

地元食文化の伝承の場、仲間が気軽に集える懇親の場として利用していただきます。

なお、新年度にはまちなかキッチンスタジオ周辺の外構工事を行うほか、併設する農村環境改善センター1階フロアを住民が自由に利用できるサロンとして活用していただけるよう内部改修等を行い、周辺環境整備を図ってまいります。

商工関係では、商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援のほか、小規模事業者支援推進事業への継続的な支援を行い、新規事業者の創業支援や持続的発展の支援に向けて、商工会と連携して取組んでまいります。

また、新年度からは、これまで村が行ってきた新商工業プロモーション推進事業の事業主体を中札内村商工会に移管いたします。

商工会が地元飲食店、小売店等の販売促進に向けた取組みに対して積極的に関わりを持つことで、事業者に寄り添った継続的な支援が行えるよう制度の見直しを図ります。

4年目に入るワーケーション事業は、村内宿泊事業者に対する補助制度に変更するなど手続きを簡素化し、事業者がより利用しやすい事業へとブラッシュアップを図ります。

併せて、村内にサテライトオフィス等を設置する事業者への支援も継続し、村内の産業活性化と雇用機会の拡充に寄与いたします。

このほか、にぎわいづくり起業者等支援事業補助金も広報を含めた運用に力を注ぎ、民間活力による市街地活性化と起業支援につなげてまいります。

観光振興関係では、アフターコロナでの人流回復の好機を逸することなく取組みを強化いたします。

中札内村ならではの自然、地域資源を活かした観光振興など、村の魅力を多くの方々に知っていただけるよう、観光協会と連携して積極的に誘客事業や魅力発信イベントを開催し、三大都市圏での観光プロモーションにも力を注いでまいります。

日高山脈襟裳国定公園については、本年夏ごろに国立公園に指定される見込みとなっております。

中部日高山脈の登山口である本村は、登山に限らず、平野部からも雄大な日高山脈の山並みを眺望できる環境にあることから、国立公園化を一つの契機として、日高山脈を含む本村の魅力を全国に発信し、地域の活性化につながるような観光振興の取組みを進めてまいります。

また、住民が国立公園化に関心を持ち、村内の機運が高まるよう、新年度も日高山脈国立公園化PR事業実行委員会の取組みを継続し、イベント事業を行ってまいります。

十勝側の国立公園エリアで唯一、利用施設として位置づけられている札内川園地は、多くの方にキャンプやアウトドアを快適に楽しんでもらえるよう、キャンプ場のトイレ及び炊事場整備工事に着手するとともに、指定管理者の株式会社A O I L Oとも連携しながら、園内での各種企画事業による積極的な魅力発信を進めてまいります。

道の駅なかさつないの入り込みは、コロナ拡大前の状況に戻りつつあります。

道の駅の魅力を知っていただき、今後も多くの方に来場していただけるよう情報発信を強化いたします。

花づくりの推進では、花づくりの会や中札内高等養護学校、更別農業高等学校等に協力をいただきながら、花に関心を寄せる住民のすそ野を広げる新たな取組みを行ってまいります。

光とアートで彩るイベント、ロッカノヨルは、北海道の山野草が四季折々に咲き誇る民間観光庭園を舞台に継続開催いたします。

住民の皆さまに愛され、誇りに感じていただける事業となるよう意を配しつつ、村の魅力

を生かした情報発信を行い、交流人口や関係人口の創出につなげてまいります。

第5は「潤いと安らぎのまちづくり」であります。

本村の豊かな自然と生活基盤が調和した快適な暮らしを守り、住民が住み続けたい思いを叶えられるよう、生活環境及び基盤の整備に取り組みます。

景観形成では、豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例に基づいて、日本で最も美しい村に相応しい恵まれた環境資源を守り育てる取り組みを進めます。

2年目となる景観計画の策定では、引き続き村の景観特性や基本理念、基本方針を整理するとともに、ワークショップを開催いたします。

計画づくりを通して、住民が主体的に活動する環境づくり、景観や環境を守る地域づくりの推進につなげてまいります。

ごみ処理の関係では、分別等の各種ルールの住民周知に努め、個人、行政区、事業者の理解と協力を得ながら、全村一体でごみ減量対策と資源リサイクルの推進に努めてまいります。

また、乳幼児をもつ世帯へ無償配布しているごみ袋を、新年度から紙おむつ専用ごみ袋へと切り替えてまいります。

環境美化に関する協働のまちづくりの充実に向け、春の活動クリーン中札内と、日本で最も美しい村連合の広域事業として確立された秋の活動ビューティフルデー in 中札内村を継続いたします。

参加者の満足度を高められるよう工夫を凝らし、住民の環境美化への関心や意識の高揚を図ることで、美しい村づくりを推進いたします。

また、団体、グループ、個人が手の届く範囲から美化活動を意識してもらえよう、2種類のボランティアごみ袋の利用拡大に向けた周知にも努めてまいります。

令和5年4月から稼働している新処理方式の生ごみ処理施設は、社会福祉法人ポロシリ福祉会への委託で運営しておりますが、今年度は処理が不安定な時期もあって旧施設を併用しました。

安定した運用が出来るよう研究してまいります。

コミュニティバスでは、地域における安心な暮らしや高齢者等交通弱者の足対策を推進するため、利用者目線に立った利便性向上を図ります。

これまで試験運行としていた第1日曜日の運行便を定期便とするとともに、乗車時間短縮を図るため、運行ルートの見直し及びダイヤを改正するほか、エアポートスパ線の新設を予定しております。

今後も様々な意見に真摯に耳を傾け、住民に親しまれる運行を目指してまいります。

定住促進対策では、移住促進協議会なかさつサポーターズと協力して、2戸に増設する移住体験住宅の活用や首都圏等におけるPRなど取り組みを強化するとともに、住宅リフォームを含めた定住促進を奨励する助成事業の活用を図り、良好な居住環境創出に努めてまいります。

公営住宅整備事業では、公営住宅等の長寿命化改善及び居住性向上を図るとともに、上札内地区に地域振興住宅を新築して地域活性化に寄与いたします。

道路及び橋梁関係では、道路維持補修や橋梁長寿命化計画に基づき、環境に配慮した工事並びに維持管理を実施するとともに、未舗装道路改修計画に基づいた路盤改良及び舗装工事に取組んでまいります。

そのほかの生活環境管理について、公園関係では委託管理による適正な維持に努め、住民に公園内で憩いのひと時を楽しんでいただく機会を増やすよう努力いたします。

河川関係では、河川愛護組合や多面的機能支払交付金活動組織の協力を得て、普通河川の景観保全や良好な維持、安全確保に努めてまいります。

簡易水道事業及び公共下水道事業関係では、各浄水場の適正な維持管理で安定的な浄水の供給に努めるとともに、浄化センターの機能維持のために機器等を計画的に更新し、指定管理者と協力しながら適切な水質管理を行ってまいります。

防災対策の強化では、激甚化、頻発化する災害に備えた自助、共助の意識向上のため、自主防災組織の結成を積極的に促し、行政区の防災活動や避難所運営の充実を支援いたします。

また、関係機関と連携した総合防災訓練は内容充実を図り、住民一人ひとりの防災力向上につなげてまいります。

さらに、地球温暖化実行計画の初年度として、停電時でも給電が可能な電気自動車を初導入し、民間企業の充実した知見を取り入れながら、防災や脱炭素社会の推進へ活用してまいります。

とかち広域消防事務組合においては、近年の消防を取り巻く環境変化、住民ニーズ等を踏まえ、令和7年度以降10年間における組合内の取組方針及び課題解決の方向性等を明確にするため、組合将来構想の策定を予定しております。

中札内消防署及び中札内村消防団としては、配備車両の更新や女性消防団員の採用等で消火、火災予防機能の強化を図るとともに、日本一住民に身近な消防組織として、SNS等を活用した情報発信や啓蒙イベントを積極展開することにしております。

以上、令和6年度の村政に臨む私の所信の一端を申し上げます。

本村は、豊かな自然環境を基盤とする農業や観光など素晴らしいまちづくり資源に恵まれております。

中札内村で暮らすこと、中札内村で働くこと、中札内村の出身であることを誰もが誇りに思い、誰もが自慢できる優しく穏やかな美しい村であります。

令和6年度が「希望に満ちた未来へと力強く歩み出した一年であった」と歴史に刻まれるよう、「シン・地方創生」のスローガンのもと、私たち役場職員はベクトルを合わせ、率先垂範するまちづくり集団として全力を傾注してまいります。

住民の皆さま並びに議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 執行方針の途中ではございますけれども、休憩をしたいと思います。

午前11時30分まで休憩いたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

先ほどの休憩前の執行方針についてでございます。

続きまして、上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 令和6年度、中札内村教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

本村教育委員会は、第7期中札内村まちづくり計画の柱の一つである「文化と学びが紡ぐ

まち」の実現のため、地方創生の再定義を目指す村政執行方針を踏まえ、共育の理念である地域の大人が力を合わせて、子どもたちを共に育てていく、少子化による人口減少下にあっても希望に満ちた地域づくりに取り組んでまいります。

最重点施策「メインディッシュ」は、教育課題への対応強化とダイバーシティ教育推進に関する学校教育分野2事業、持続的なスポーツ、文化活動の支援体制構築と生涯学習の充実に関する社会教育分野2事業を掲げております。

以下、上記事業を含めた主要な事項について、4本の柱に沿って申し上げます。

第1は「学校教育の推進」です。

組織的、機動的な学校教育の推進では、確かな学力の向上を図るため、保育園、小中学校が連携しながら、子どもの学習状況を的確に把握した指導を行うとともに、家庭における学習習慣の定着に取り組んでまいります。

幼児教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、家庭、保育園、学校と地域が連携しながら総合的に子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。

義務教育においては、学習指導要領のもと、育成すべき資質、能力の3つの柱であります「学びに向かう力、人間性等の涵養」、「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」の推進に向けて効果的な学校運営に努め、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することを目指してまいります。

国際社会に対応しうる外国語教育の推進では、外国語指導助手2名による指導体制で、保育園から生きた英語に触れ、外国語活動から英語科へ繋げて英語教育を推進してまいります。

特別支援教育の推進では、保育園、小中学校が連携し、特別支援学校である中札内高等養護学校や南十勝こども発達支援センター、スクールカウンセラーなどの協力をいただきながら、教育支援委員会で情報共有と適切な支援の協議を行い、保護者の理解を得ながら、きめ細やかな指導と一貫した支援を行ってまいります。

また、小中学校においては、必要に応じて学校特別支援員を配置し、児童生徒の学校生活、学習活動を支援するほか、医療的ケアを必要とする児童を支援するため、看護師を派遣いたします。

ふるさと教育の推進では、村教育研究所で作成した小中学校9年間で積み重ねる中札内村ふるさと学の全体計画をもとに、地域の特色を生かした体験学習や職業体験、地域人材の活用などにより、郷土を愛し、ふるさとを大切にする心の教育に取り組んでまいります。

I C Tの活用、充実では、G I G Aスクール構想を進め、タブレットなどを活用しながら、子どもたちの習熟度に応じた指導を行い、資質、能力の確実な育成につなげるとともに、情報モラルを含めた情報活用能力の向上やプログラミング的思考の育成に取り組んでまいります。

また、G I G Aスクール運営支援センターにおいて、円滑なI C T教育が展開できるよう運用面の支援を行ってまいります。

道徳教育の推進では、規範意識や倫理観、思いやりを持ち、自他の生命を尊重する心を育てるため、小中学校9年間の指導計画による体系的な道徳教育を推進してまいります。

また、L G B T Qなどの性的マイノリティへの関心や問題意識が広まりつつある中、中学校において性別にかかわらず選べるジェンダーレス制服の令和8年度導入に向けて、道徳授業や講演会などで理解を深め、多様性を尊重し合うダイバーシティ教育を推進します。

誰もが多様性を認め合い、自分らしく生きていけるよう学校教育からも発信していきます。

健やかな心身の成長を促す教育の推進では、体力の向上を目指し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、児童生徒の取り組みの成果や課題について分析を行い、授業改善や部活動、スポーツ少年団活動の支援に加え、望ましい生活習慣や正しい食生活の確立に努めてまいります。

いじめの防止や不登校児童生徒への支援については、いじめ等の未然防止、適切な実態把握による積極的な認知と早期発見を基本として、組織的かつ迅速な対応に取り組んでまいります。

併せて、各校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒のカウンセリングや教員、保護者に対する相談対応なども行ってまいります。

また、新年度からは、常勤で不登校、登校しぶりの対応を含め、児童生徒や保護者の相談等に迅速に対応し、教職員へのアドバイスを行う専任職員を配置し、児童生徒が抱える問題を保護者や学校、関係機関と連携しながら課題解決に取り組み、教育支援センターの総括的な役割を果たしてまいります。

地域や保護者に信頼され、児童生徒にとって魅力ある学校づくりでは、地域参観日の開催や学校だよりの全戸配付などにより、地域住民との積極的な情報共有を行い、開かれた学校づくりを進めてまいります。

また、地域の特性を生かし、自然や伝統文化、芸術活動など、学校ごとの特色を生かした活動が実践されるよう支援を行ってまいります。

令和3年度より導入しております小学校選択制度は継続してまいります。

学校力の向上を図る学校づくりでは、全教職員が自校の学校経営方針、重点目標を共有し、学校評価に基づく組織的な学校改善を推進するとともに、教職員の専門性や実践的指導力の向上を図るため、更別村と共同で配置している指導主事による支援、ＩＣＴ機器の活用を含めた校内研修などの教職員研修の充実と各種研修への参加を促してまいります。

学校における働き方改革については、教員が児童生徒と向き合うための時間を確保するため、中札内村立学校における働き方改革推進プランに基づき、学校閉庁日の設定や部活動休養日の取り組みのほか、校務支援システムの活用により教職員の校務の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めてまいります。

地域で子どもたちを育てる環境づくりの推進では、地域の大人が力を合わせて子どもたちを共に育てる地域協働型学校づくり協議会の活動を推進し、学校支援ボランティアの活用や小中連携による一貫教育に取り組み、学校とＰＴＡ、地域住民の方などが連携して地域に根ざした学校運営を進めてまいります。

また、上札内小学校における山村留学事業は、本村の豊かな自然環境の中で様々な体験活動や地域住民との交流を通して、児童の成長を育み、地域の活性化を図ってまいります。

高校、高等教育の支援では、高校等に就学する保護者の経済的負担を軽減するとともに、教育環境、子育ての充実と人材育成を目的とした高校生育成支援金については、月額１万円のほかに、入学時の負担軽減として、新入学生に５万円を交付してまいります。

そのほか、経済的支援が必要な世帯に対し、通学費及び下宿代の一部を助成する通学費等助成事業及び永井明奨学金制度により支援してまいります。

児童生徒の学習意欲と基礎的な知識の向上を図るため、新年度から英語検定、漢字検定及び算数、数学検定の検定料助成回数の上限を撤廃し、何度でも挑戦できるよう拡充してまいります。

学校設備の整備では、ＩＣＴ活用に対応した環境の充実に向けて、新年度は小中学校３校の教師用パソコンを更新してまいります。

安全で安心な学校給食の提供では、給食の食材調達は地産地消を基本とし、本村で生産された食材を使用したふるさと味覚給食を年2回行うとともに、地元で生産、製造された安全、安心な食材の理解と愛着を深めるための食育を推進してまいります。

給食費については、昨今の食材や調味料の高騰による値上がり分については、引き続きこれまでのように保護者の負担増に配慮し、当面は村の支援策として負担してまいります。

第2は「社会教育、生涯学習の推進」です。

人生100年と言われる時代にあって、生涯を通した学びを支え、心豊かな人生を送ることができるよう、学習機会の提供やその成果を活かせる環境づくりを進めてまいります。

また、社会教育が生涯学習の中核的な役割を果たすことができるよう、第9期社会教育中期計画に基づき、多様な学習機会の提供や指導者の養成、施設整備、情報提供の充実を図ってまいります。

生涯学習と社会教育活動の推進では、各種講座の開催や社会教育団体や住民グループの自主活動の支援、運営費用の助成などにより学習活動を促進してまいります。

超高齢社会におけるシニア世代の学習ニーズに対応するため、60歳以上を対象としたポロシリ大学では、様々な学習機会や成果発表の場、子どもたちや他地域の団体との交流を行う定例授業のほか、新年度より社会変化に応じた新たな知識、技術を学べる特別授業を実施して地域の方々も参加できるようにいたします。

また、認知症予防や生きがいを感じながら、学ぶ機会の拡充として、英語検定や漢字検定、算数検定の資格取得に向けて支援と検定料の助成をし、何かを学び挑戦することに年齢は関係ないということを、人生の先輩方に示していただき、生きがいを感じながら主体的に学び続ける生涯学習を推進してまいります。

青少年事業では、自然体験や生活体験を通して、心豊かで健全な成長を育むとともに、共育の日の理念である学校、家庭、地域の教育力を結集し、村全体で子どもの成長を支える環境づくりを進めてまいります。

図書館事業では、利用者のサービス向上を図り、図書館ボランティアの協力をいただきながら、おはなし会、工作会、楽器演奏とのコラボレーションなど、アートの村にふさわしい各種事業の開催や、家庭、学校における読書活動を支援し、魅力ある図書館運営を目指してまいります。

第3は「国際・地域間交流の推進」です。

次世代の人材を育成するため、埼玉県川越市の生徒との交流事業を実施し、お互いの文化や風土の違いなどに触れ、コミュニケーション能力や自立性を育む機会として実施してまいります。

国際交流の推進では、アメリカ合衆国ハワイ州のエバ・マカイ・ミドルスクールと相互交流し、外国の生活習慣や歴史、文化の違いを認識し、理解を深めることによって、国際社会に対応できる豊かな人間性の育成を図ってまいります。

第4は「文化・芸術、スポーツの振興」です。

アートの村として、感性を豊かにする創造的な活動を推進してまいります。

文化・芸術では、郷土芸能や文化団体の活動を支援するとともに、村民主体の文化祭の実施や公演等の開催支援、更別村と連携した学校舞台芸術鑑賞など、芸術に親しむ機会の提供に努めてまいります。

なかさつ音まちプロジェクト事業では、ファツィオリピアノを広く発信するとともに、子どもから大人まで楽しめる様々なジャンルの鑑賞機会を企画してまいります。

子どもアートプロジェクト事業は、武蔵野美術大学及び昭和音楽大学と連携し、対話型鑑

賞や歌唱指導など、児童生徒が大学生とのふれあいを通じて、想像力を磨き豊かな感性を身につける取組みを進めてまいります。

スポーツの推進では、村民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、ニーズに応じた健康な身体づくりや体力向上の機会を提供してまいります。

運動不足の解消や身体機能の維持向上に向けて実施している運動教室を民間団体と連携しながら、運動無関心者へも積極的にアプローチし、住民の運動習慣化をサポートしてまいります。

また、スポーツ団体への支援や総合型地域スポーツクラブ「ピータンスポーツクラブ」の活動を充実し、生涯スポーツを振興してまいります。

青少年のスポーツ活動や文化活動に対しての育成、支援は、少年団指導者の資格取得費用に対する助成を行うとともに、スポーツ大会や文化系コンクール等の参加費用を助成してまいります。

また、少子化による部活動存続の厳しい状況や学校における働き方改革の観点も含めた国の部活動改革の方向性に基づき、部活動の段階的な地域移行を進め、学校、保護者、地域が協働体制を構築して、将来にわたり生徒がスポーツ、文化活動に親しむことができる持続可能な形を目指します。

新年度からは、前年度の協議をもとに、剣道とバドミントンを少年団9年制としてスタートするとともに、外部指導者の試行と検証を行ってまいります。

以上、令和6年度の教育行政執行にあたっての方針と主要な事項について申し上げます。

教育委員会は、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、団体等と連携しながら、本村教育のより一層の充実、発展に全力で取り組んでまいります。

議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信といたします。

○議長（中井康雄君） 次に、出羽農業委員会会長、登壇願います。

（出羽義幸農業委員会会長登壇）

○農業委員会会長（出羽義幸君） 令和6年度農業委員会所管の行政執行について、その方針を申し上げます。

本村の農業は、恵まれた土地条件を生かし、小麦、馬鈴しょ、てん菜、豆類などの畑作4品に加え、えだ豆や長いもなどの高収益作物の導入を進めるとともに、地域循環型農業を推進し、有機農業の村宣言を行い、農畜産物の安全・安心への対応、クリーン農業への取組みなどを積極的に行い、食料の安定供給と地域の経済社会を支える重要な基幹産業としての役割を果たしてきております。

一方、農業を取り巻く状況は、少子化を伴う人口減少による担い手の不足、国際情勢や気候の変動などによる影響を受け、不透明感を増しております。

本村農業の強みを理解し、社会変化にも意を配しながら、本村農業委員会は、これまでと同様に、担い手への農地の利用集積、集約化、農地を守る活動などを推進するとともに、農地法や農業経営基盤強化促進法、その他の関係法令及び中札内村農業の発展方策に基づき、農業委員会の果たすべき役割を認識し、農地行政の厳格な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、関係機関、団体と連携しながら、地域農業の振興発展のために尽くしてまいります。

また、新年度の村政執行方針が、地方創生の再定義を目指すものであることを鑑み、担い手の確保への貢献を最重点施策、メインディッシュに掲げました。

地域に根差す農業委員会の機能を活かしながら、希望に満ちた持続的な基幹産業の維持に寄与してまいります。

以上の考え方に則り、農業委員会は、委員の任期中、主要な業務として以下の6つの項目で取組みを行います。

1、優良農地の確保・有効利用の推進について。

農業生産の基盤をなすとともに、食料自給率向上の基礎的条件となる優良農地の確保とその有効利用対策は、農業委員会の専属的かつ中心的業務であることを確認し、農業委員会法に基づく農地等の利用の最適化の推進の定めにより、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止をもとに農地等の利用の効率化など対策を一層推進してまいります。

2、担い手の育成及び確保対策について。

地域農業を支え、そして農地を守るためには、将来の担い手となる農業後継者の育成、確保とその配偶者対策、高齢化や後継者がいない農業経営者の円滑な承継の促進が重要です。

今後の担い手に関わる諸課題解決に向けてさらに意識を評価し、農業担い手育成センターや地域担い手育成総合支援協議会を中心に、関係機関、団体、南十勝町村との連携を図るとともに、高齢となる農地所有者等の意向把握にも努めてまいります。

3、農業者年金の加入促進について。

農業者年金は、農業者の福祉向上とともに、認定農業者等の担い手に対する支援などの目的を持つ政策年金であることを踏まえ、加入促進に向けた研修、啓発や各種相談活動を積極的に展開してまいります。

4、地域に根ざした農政活動の推進について。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関し、必要がある場合には企画立案を行うとともに、その推進施策を実施する行政機関に対し、施策の改善など具体的意見を提言し、地域に根ざした農地活動を推進してまいります。

5、情報提供活動の強化促進について。

農業者に対して、農業を巡る情勢等に関する的確な情報提供を行うとともに、農業委員会の活動と役割について理解を深めてもらうため、情報提供活動の強化を図ることが必要であります。

そのため、農業委員会だよりの発行をはじめ、ホームページを活用した農業委員会総会議事録の公開、活動計画などの公表を行い、積極的な情報提供と内容の充実を図ってまいります。

6、農業委員・事務局職員の資質の向上について。

農業委員会組織の効率的な運営が求められる一方、新たな農地制度の運用等に関して、許可事務などの厳正な執行と事務処理についての客観性、透明性の確保が求められ、農業委員会組織の体制強化と、農業委員、事務局職員の資質向上が不可欠です。

また、農地、農業者年金、税務、農地所有適格法人などの関係諸制度や、農業関連施策など、幅広い見識を持って農業者との相談活動を行うためにも、研修活動の推進が重要です。

このため、各種研修活動への積極的な参加や関係情報誌の活用等を図ってまいります。

以上、主要な方針を申し上げましたが、農業委員会活動を一層強化し、適正な推進を図る所存でありますので、議会議員並びに村民皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 以上で、各執行方針の説明を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第8 発議第1号 中札内村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第8、発議第1号、中札内村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番宮部議員、登壇願います。

（7番宮部修一議員登壇）

○7番（宮部修一君） 村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、赤ナンバー4番の2ページをお開きください。

提案の趣旨についてご説明申し上げます。

地方自治法第92条の2の改正に伴い、議員の請負禁止の範囲が明確化、緩和され、各会計年度において支払いを受ける請負の対価の総額が政令に定める額、年間300万円の範囲内で可能となりました。

このことに伴い、各議会において、議員の請負の状況の公表に関する条例を制定する必要が生じ、請負状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、中札内村議会においても制定しようとするものであります。

中札内村議会議員の請負の状況の公表に関する条例は、全5条の構成としております。

第1条では目的を規定し、第2条では、議員が毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度における中札内村に対する請負について、議長の報告しなければならない事項、報告の訂正に関して規定しています。

第3条では、議長は、前条の規定による報告の一覧を作成し、公表しなければならないと規定しています。

第4条では、第2条に規定する報告等の保存、閲覧等の方法について規定をしています。

3ページをお開きください。

第5条では、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めると規定しています。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

発議第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
発議第1号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

発議第1号、中札内村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

この本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号 中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約について

○議長(中井康雄君) 日程第9、議案第3号、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

更別村と共同で設置している指導主事について、本年度で中札内村が4年の執務担当を終え、令和6年度から更別村を執務担当村とするよう規約を変更するものであります。

詳細につきましては、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、渡辺教育次長。

○教育次長(渡辺大輔君) 補足説明を申し上げます。

学校教育に関する専門的事項の指導のため、更別村と共同で設置している指導主事については、執務担当村を交互に担うとされており、令和6年度から更別村がその任務を担うよう規約を変更しようとするものです。

議案2ページをお開き願います。

規約変更の内容ですが、第3条では、執務場所及び庶務を担う村を更別村教育委員会事務局に変更しようとするものです。

これに伴い、第4条では、第1項で候補者は更別村教育委員会が選任すること、第2項で指導主事に欠員が生じた場合の通知について、更別村教育委員会が中札内村教育委員会に行うことに変更しております。

次に、第5条では、第1項で指導主事に要する経費は、更別村の予算に計上すること、第3項では、中札内村が負担金を更別村に納付することに変更しております。

次に、第7条では決算認定について、更別村議会に付し、その結果を中札内村に報告することに変更しております。

次に、3ページの第8条では指導主事の身分の取扱いについて、第9条では指導主事の給与等について、更別村の条例その他の規定を適用するよう変更するものです。

附則で、この規約は、令和6年4月1日から施行するものとしております。

この後、更別村議会と本村議会で規約が議決されましたら、告示後、北海道知事に変更届を提出することとしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号 中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第10、議案第4号、中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するため、文言整理の改正を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第4号、中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー15番、議案関係資料1ページ、新旧対照表をお開きください。

今回の改正は、令和５年６月９日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法第１条における改正により、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律における別表第２が削除され、これまで法律に規定していた特定個人情報の照会、提供が主務省令で規定され、継続されることとなったことに伴い、村条例においても別表２を引用する情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の照会、提供をする、いわゆる情報連携する事務を特定個人番号利用事務とし、また、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報を利用特定個人情報という用語で表記するため、改正をするものであります。

改正の背景では、これまでのマイナンバー制度においては、個別の法律に規定のない事務は、マイナンバー法には規定されておらず、マイナンバーカードを用いた情報連携ができないこと、また、新規で情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う場合には、その都度、マイナンバー法を改正する必要がある、法令改正には約１年という長期間を要していたことから、これらを省令に規定することにより、期間の短縮が可能となり、速やかなマイナンバーの利用や情報連携を可能としようとするものであります。

次に、新旧対照表についてご説明申し上げます。

右側、改正後欄をご覧ください。

第２条、第５項として、情報連携ができる利用事務を特定個人番号利用事務と定め、第６号では、誰が何のためにどんな情報を誰に求めるかという照会情報を利用特定個人情報と定義する規定を追加するものであります。

また、第４条では、法別表２の削除に伴い、第１項及び第２項に、個人情報の利用範囲について、用語にて表記をするものであります。

条例の施行は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行する日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第４号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第４号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第４号、中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 5 号 中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第 1 1、議案第 5 号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、現行条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー 1 5 番、議案関係資料により説明いたしますので、資料の 2 ページ、新旧対照表をご参照願います。

このたびの改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法において、指定都市等における認定こども園の認定等に係る都道府県への事前協議が事前通知に見直されることに伴い、第 3 条、第 1 1 項が、同条第 1 0 項に改正されることを受けての所要の改正を行うものです。

第 1 5 条、特定教育、保育の取扱・方針、第 2 号は、引用条項を第 1 0 項に改正しています。

ページ下段、第 3 5 条、特別利用保育の基準、第 3 項及び 3 ページ、第 3 6 条、特別利用教育の基準、第 3 項は、読替規定の改正ですが、実質的な意味の変更を伴うものではなく、規定の文言の整理となっております。

次に、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランにおいて、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制については、点検、見直しをすること、また、現行法上、フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定についても、新たな情報通信技術の導入、活用に円滑に対応できるよう見直しを行うこととされています。

2 ページに戻りまして、第 2 3 条、掲示等においては、重要事項の書面掲示に加えて、電気通信回線を接続して行う自動公衆送信、いわゆるインターネットを利用して公衆の閲覧に供することの改正となります。

4 ページをお開きください。

第 5 3 条、電磁的記録等、第 2 項は、特定の記録媒体の表現から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図る改正となります。

なお、附則のとおり、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第5号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号 中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第12、議案第6号、中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、令和5年度をもって上札内放課後児童クラブの事業を終了することから、現行条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー15番、議案関係資料により説明をいたしますので、資料の5ページ、新旧対照表をご参照願います。

このたびの改正は、先ほど村長の提案の主旨にもありましたとおり、令和5年度をもって上札内放課後児童クラブの事業を終了し、児童館で実施する中札内放課後児童クラブに一本化することに伴うもので、第2条、放課後児童クラブの名称、位置より、上札内放課後児童クラブを削除するものです。

この放課後児童クラブの一本化に伴い、令和6年度以降、交流館において放課後を過ごす居場所として、子どもたちを見守る体制を検討してまいりました。

上小の保護者の皆さまをはじめ、地域の皆さまには何度も意見交換の機会をもっていたき、ご理解を賜りましたことを、この場を借りてお礼を申し上げたいというふうに思い

ます。

なお、附則のとおり、この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第6号、中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号 中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第14 議案第8号 中札内村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第15 議案第9号 中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第16 議案第10号 中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第13、議案第7号、中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14、議案第8号、中札内村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15、議案第9号、中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16、議案第10号、中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての4件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布により、令和6年度介護報酬改定への対応及び新たな情報通信技術の導入、活用に円滑に対応できるようにするため、関係する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、はじめに、議案第7号、中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び議案第8号、中札内村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、黒ナンバー15番、議案関係資料によりご説明いたしますので、6ページをお開きください。

改正内容が2つの条例に共通しておりますので、概要一覧にて説明いたします。

概要一覧の左上部に指定地域密着型サービス事業に係るものを介護、指定地域密着型介護予防サービス事業に係るものを介護予防と記載し、該当する条項をそれぞれ記載しております。

資料7ページ及び8ページに新旧対照表を付けておりますので、ご参照いただければと思います。

このたびの改正は、提案の主旨にもありましたとおり、関係省令の公布により、令和6年度介護報酬改定に関連する一部改正となります。

2つの条例の第3条の3は、高齢者虐待防止の推進のため、発生等を防止する委員会の開催や指針の策定等のほか、担当者を定めて適正に実施していくことを義務付けるものです。

次に、第3条の4は、地域密着型サービス等の提供にあたり、介護保険等関連情報等の活用として、自立支援、重症化予防の効果を高め、科学的に裏付けられた介護の実現を目指す科学的介護情報システム、LIFEを活用した計画の作成や事業所でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨するものです。

続きまして、議案第9号、中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び議案第10号、中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

9ページをお開きください。

改正内容が2つの条例に共通する部分があり、また、項目が非常に多いため、概要一覧にて説明いたします。

概要一覧の左上部に居宅介護、介護予防と記載し、該当する条項をそれぞれ記載しております。

資料 1 3 ページから 2 2 ページ及び 2 3 ページから 3 2 ページにわたり、新旧対照表を付けておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

このたびの改正は、提案の主旨にもありましており、関係省令の公布により、令和 6 年度介護報酬改定への対応及び情報通信技術の導入、活用に対応するための一部改正となります。

条例の名称が長いため、それぞれ、居宅介護、介護予防と略させていただきます。

概要一覧、介護予防第 4 条から第 5 条は、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員に関する基準を定めており、イでは、要支援者の状況を適切に把握する観点から、市町村からの求めに応じて情報提供することとしています。

次に、居宅介護第 5 条第 2 項から第 3 項では、ケアマネージャー 1 人当たりの取扱件数を見直すもので、利用者の数が 3 5 またはその端数を増すごとに 1 であったものを、ア、原則、要介護者の数に要支援者の数の 3 分の 1 を乗じた数を加えた数が 4 4 以下であれば、必要なケアマネージャー数は 1 とし、4 4 の倍数ごとに 1 ずつ増すことになります。

イでは、国保連合会のシステムを活用し、居宅サービス計画に係るデータを送受信し、かつ事務職員を配置している場合におけるの取扱い件数を記載しています。

次に、居宅介護第 6 条第 3 項、介護予防第 5 条第 4 項は、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内におけるほかの事業所施設ではなくても差し支えない旨の明確化をしています。

1 0 ページに移りまして、介護予防第 7 条第 2 項では、質の高いケアマネジメントの推進のため、新たに利用者への説明を求める内容を記載しているほか、第 7 条第 3 項においては、事業者の負担軽減を図るため、全 6 ヶ月間に作成した居宅サービス計画における説明については努力義務としています。

次に、居宅介護第 1 6 条第 2 号、第 3 2 条第 3 号及び介護予防第 3 0 条第 3 号、第 3 2 条第 2 号では、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、当該利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合の除き、身体的拘束等を行ってはならないこと、また、行った場合の記録を義務付けるものです。

次に、居宅介護第 1 6 条第 9 号、介護予防第 3 2 条第 9 号では、運営基準において実施が求められる各種会議等について、テレビ電話等の I C T を活用しての実施を認めるものとなっております。

続きまして、1 1 ページ、居宅介護第 1 6 条第 1 5 号、介護予防第 3 2 条第 1 6 号は、人材の有効活用と指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、1 月に 1 回、利用者の居宅の訪問を一定の要件を設けた上で、少なくとも 2 ヶ月に 1 回、要支援者を対象とする介護予防支援の場合には、6 ヶ月に 1 回とし、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものです。

居宅介護第 1 6 条第 2 0 号の 2 は、訪問介護、生活援助の利用が大部分を占めるなどのケアプランを作成する事業者を抽出し、点検、検証する仕組みを導入するものです。

居宅介護第 2 2 条第 4 項、介護予防第 2 0 条第 4 項は、全ての介護サービス事業者に適切なハラスメント対策を求めるとするものです。

居宅介護第 2 2 条の 2、介護予防第 2 0 条の 2 は、感染症や災害が発生した場合にあっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制の構築のため、業務継続計画の策定、

研修や訓練等の実施などを義務付けるものです。

居宅介護第24条の2、介護予防第22条の2は、介護サービス事業者に感染症対策の強化として、委員会の開催、指針の整備、研修等訓練の取組みは、令和3年度から3年間の経過措置を経て義務付けられるものです。

居宅介護第25条第2項、介護予防第23条第2項は、介護サービス事業者の運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけではなく、事業所内に閲覧可能な形で据え置くことを可能とし、居宅介護第25条第3項、介護予防第23条第3項は、運営規程の概要等の重要事項について、事業所内での書面掲示に加えて、インターネット上で情報の閲覧ができるよう、ウェブサイトに掲載することを義務付けるとともに、1年間の経過措置を設けるものです。

続きまして、12ページ、居宅介護第30条の2、介護予防第28条の2は、高齢者虐待防止の推進のため、発生等を防止する委員会の開催や指針の策定などのほか、担当者を定めて適正に実施していくことを義務付けるものです。

居宅介護第34条第1項、介護予防第35条第1項は、諸記録の保存、交付等について、居宅介護第34条第2項、介護予防第35条第2項では、ケアプランや重要事項説明書等書面で行うものについて、電磁的な対応を認めることとするものです。

その他省令の公布に伴い、所要の改正を行っておりますが、説明を省略したものにつきましては、資料等によりご確認いただければと思います。

なお、附則のとおり、この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら4件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第7号、中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第8号、中札内村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並

びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第9号、中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第10号、中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第11号 元更別辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

◎日程第18 議案第12号 西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長(中井康雄君) この際、日程第17、議案第11号、元更別辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、日程第18、議案第12号、西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、大規模草地育成牧場のバンカーサイロ及び堆肥舎等の整備や札内川園地トイレ炊事場の整備等の財源として辺地債を充当するため、辺地総合整備計画の変更を行おうとするもので、このたび、北海道知事との協議が整いましたので、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第11号、元更別辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、補足説明いたします。

黒ナンバー8番、議案書25ページをお開きください。

この辺地に係る総合整備計画は、辺地債の借入れという財政上の支援を受けるため、特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、策定が義務付けられた計画となっております。

整備計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5ヶ年の計画で、令和4年6月当初計画書の議決をいただき、昨年6月定例会において、計画書の一部変更の議決をいただいております。

今回変更する元更別辺地につきましては、対象区域を元更別地区、南札内地区の区域構成となっております。

2の公共的施設の整備を必要とする事情に4段目といたしまして、トイレ・炊事を、また、その下段に公共牧場施設を加えるものです。

次に、その下、3の公共的施設の整備計画ですが、2段目の林道（林道専用道整備事業）は、労務単価上昇により、事業費の変更をするものであります。

事業費は922万9,000円で、財源内訳として、道補助金が448万8,000円で、一般財源474万1,000円となっており、このうち辺地債といたしまして、470万円を借り入れしようとするものであります。

次に、その下段、トイレ炊事場（札内川園地トイレ炊事場整備事業）は、新たに事業を加えるものであります。

事業費は1億3,963万4,000円で、財源内訳として、道補助金が1,412万円で、一般財源は1億2,551万4,000円となっており、このうち辺地債としまして、1億2,550万円を借り入れしようとするものであります。

次に、その下段、公共牧場施設（道営草地畜産基盤整備事業）は、こちらは新たに事業を加えるものであります。

事業費は3億6,825万8,000円で、財源内訳は全額一般財源で、このうち辺地債として3億6,820万円を借り入れしようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 続きまして、議案第12号についても補足説明を申し上げます。

黒ナンバー8番、議案書27ページをお開きください。

こちらも元更別辺地に係る総合整備計画と同様、辺地債の借入れという財政上の支援を受けるため、特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、策定が義務付けられた計画となっております。

こちらも整備計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画で、令和4年

6月定例会において、当初計画書の議決をいただいております。

今回変更する西札内辺地につきましては、対象区域を西札内地区、新札内南地区の区域構成となっており、2の公共施設の整備を必要とする事情に、3段目として公共牧場施設を加えるものです。

次に、その下段、3の公共的施設の整備計画ですが、2段目の林業専用道（林業専用道整備事業）は、労務単価上昇により、事業費の変更をするものであります。

事業費は9,496万1,000円で、財源内訳として、道補助金が4,588万円で、一般財源4,908万1,000円となっており、このうち辺地債として4,900万円を借り入れしようとするものであります。

次に、その下段、公共施設牧場（道営草地畜産基盤整備事業）は、今回新たに事業を加えようとするものであります。

事業費は2,424万2,000円で、財源内訳は全額一般財源で、2,424万2,000円となっており、このうち辺地債として2,410万円を借り入れしようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第11号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第11号、元更別辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第12号、西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

休憩をしたいと思います。
午後２時まで休憩いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 １時４７分
再開 午後 ２時００分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

- ◎日程第１９ 議案第１３号 令和５年度中札内村一般会計補正予算について
◎日程第２０ 議案第１４号 令和５年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
◎日程第２１ 議案第１５号 令和５年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
◎日程第２２ 議案第１６号 令和５年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
◎日程第２３ 議案第１７号 令和５年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
◎日程第２４ 議案第１８号 令和５年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第１９、議案第１３号から日程第２４、議案第１８号までの令和５年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計補正予算についての６件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ１，２３０万９，０００円を追加し、総額を５９億６，３４５万９，０００円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ２２万１，０００円を追加し、総額を４億８，７０８万４，０００円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ１６７万５，０００円を追加し、総額を３億６，５３８万８，０００円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額から、それぞれ３１４万２，０００円を減額し、総額を７，６１５万８，０００円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業会計であります。収益的収入及び支出につきましては、収入に４１４万９，０００円を追加し、支出から３７３万４，０００円を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入から９０７万２，０００円を減額し、支出から８６３万５，０００円を減額するものであります。

次に、公共下水道事業会計であります。収益的収入及び支出につきましては、収入に６

4万1,000円を追加し、支出に319万2,000円を追加するものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入から1,229万円を減額し、支出から1,084万1,000円を減額するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、はじめに、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー9番をご用意ください。

歳出の主なものから説明をさせていただきますが、歳出に関係のある特定財源についても併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、概ね100万円以上の増額補正、減額補正についてご説明申し上げますが、委託料、工事請負費、備品購入費の減額につきましては、100万円以上であっても、入札等の執行及び契約金額の確定による補正理由の場合は省略をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

最初に、31ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄下段、財政関係基金費、24節積立金、減債基金積立1,087万円の追加は、令和5年度普通交付税の原資となる国税収入の増加に伴い、今年度の普通交付税が追加交付され、この増額分については、国から令和6年度及び令和7年度の2ヶ年の普通交付税から減額され、交付税の財源不足を補うための臨時財政対策債の償還費に充てることとされたため、積立を行うものです。

次に、その下段、公共施設等整備基金積立5,000万円の追加は、歳入歳出予算の余剰財源分について積立を行うものです。

次に、その下段、会計年度任用職員報酬129万6,000円の減額は、一般事務職員分で、4月採用の応募がなく、10月から1名が採用となったことから減額をするものであります。

次に、32ページをお開きください。

最上段、4節共済費、会計年度任用職員労働保険料330万7,000円の追加は、雇用保険料率の引き上げ及び雇用人数の増によるものです。

次に、中下段、退職手当組合等経費、退職手当組合負担金1,579万1,000円の減額は、定年延長に伴い、普通負担率の引き下げがあったことによるものです。

次に、33ページ、5目交通安全対策費、説明欄中段、10節需用費、光熱水費100万円の減額は、街路灯、防犯灯の電気料で、燃料費調整額の減額が大きかったことによるものです。

次に、34ページをお開きください。

7目電子計算費、説明欄最上段、電算用備品513万7,000円の追加は、令和6年度新規採用職員等のパソコン購入及びオフィスライセンス等を購入しようとするものです。

次に、35ページ、2款総務費、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄上段、地域おこし協力隊員報酬120万7,000円の減額は、イベント企画運営推進員で任用決定がなかったことから減額をするものであります。

次に、36ページをお開きください。

説明欄上段、ふるさとづくり事業補助金100万円の減額は、2月時点での申請予定事業がないことから、減額をしようとするもので、特定財源のふるさと活性化基金繰入金と同額減額するものです。

次に、説明欄中上段、ふるさと納税クラウドファンディング補助金 7,989 万 8,000 円の追加は、農村休暇村内における美しい森を活用した拠点づくりに対する補助金で、額は確定しておりませんが、目標額 2 億円の 4 割分の追加及び飲食店が行ったスイーツ事業の拡大に対する補助額の確定による減額を併せて行うものです。

なお、美しい森を活用した拠点づくりの補助金については、工事完成が令和 6 年度となることから、繰越明許費の設定をしようとするものです。

また、特定財源として、ふるさと応援寄附金及びふるさと納税クラウドファンディング寄附金についても調整をするものです。

次に、その下段、24 節積立金、ふるさと活性化基金積立 690 万 2,000 円の追加は、まちなかキッチンスタジオ整備分として、令和 4 年度から令和 5 年度に繰り越した事業に対する基金充当分について、実績見込額に応じて基金へ繰り戻しを行い、また、ふるさと納税における使い道の指定割合変更により、特定財源であるふるさと応援寄附金同額を減額調整しようとするものであります。

次に、その下段、豊かな環境等創成基金積立 1,600 万円の減額は、ふるさと納税の使い道の指定割合変更によるもので、特定財源として、ふるさと応援寄附金も同額減額するものです。

次に、その下段、ふるさと納税費、13 節ふるさと納税支援サービス使用料 862 万 4,000 円の追加は、寄附者の申し込みサイトの各サイトの利用割合に応じ、変更が生じたため、追加をするものです。

次に、38 ページをお開きください。

2 款総務費、4 項、1 目戸籍住民費、説明欄最上段、会計年度任用職員報酬 133 万円の減額は、当初 2 名計上分のうち 1 名の退職者があったことから、減額をするものであります。

次に、説明欄中段、12 節委託料、戸籍附票システム改修委託 220 万円の追加及びその下段、戸籍情報システム改修委託 117 万 7,000 円の追加は、システム標準化のための改修で、戸籍のふりがな記載などの改修のため追加するもので、特定財源として、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を全額補助として追加するものです。

なお、いずれの改修も年度内での改修が困難なことから、繰越明許の設定をするものであります。

次に、40 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、説明欄中段、福祉基金積立 500 万円の追加は、ふるさと納税の使い道の指定割合の変更及び鉄道記念公園施設改修工事に対する道の地域づくり総合交付金が採択されたことに伴い、基金への繰り戻し等を行うものであります。

次に、41 ページをご覧ください。

説明欄中段、27 節繰出金、保険基盤安定（軽減分）115 万 3,000 円の減額は、国民健康保険税の軽減措置に対する公費補填分について、実績見込により減額しようとするもので、特定財源として、国、道の負担金についてもそれぞれ調整をするものであります。

次に、下段、2 目老人福祉費、説明欄最下段、高齢者等通院タクシー交通費 144 万 2,000 円の減額は、今後の支出見込みに基づき減額をするものであります。

なお、特定財源として、福祉基金繰入金を減額するものであります。

次に、43 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目障害者福祉費、説明欄上段、日中一時支援事業委託 2

25万6,000円の減額及び説明欄中段、19節扶助費、介護給付費909万6,000円の減額、さらにその下段、訓練等給付費384万円の減額は、いずれも利用実績等により減額しようとするもので、関連する特定財源である介護給付・訓練等給付費負担金など、国、道の負担金等についても調整をするものです。

次に、44ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目社会福祉医療費、説明欄上段、公費別乳幼児等医療費208万9,000円の追加は、市町村単独助成分において、冬季間の感染症流行等による受診者数の増により追加をするものです。

次に、46ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉費、説明欄上段、児童手当219万円の追加は、実績及び今後の支出見込みにより減額をするものであります。

なお、特定財源として、国、道の児童手当負担金についても調整をするものであります。

次に、その下段、子育て世帯臨時特別交付金156万円の減額は、対象者の確定によるものです。

なお、特定財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についても減額をするものです。

次に、48ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、5目児童措置費、説明欄最下段、認可外保育施設保育料助成金354万円の減額は、村外の認可外保育施設の利用がなかったことから、今後の予備分を除き減額をしようとするものであります。

なお、特定財源として、福祉基金繰入金を同額減額するものであります。

次に、50ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目診療所費、説明欄上段、建物改修工事277万2,000円の追加は、令和6年度から通所リハビリテーション事業開始のため、既存リハビリテーション室及びデイルームにエアコンを設置しようとするものです。

なお、特定財源として、福祉基金を充当するとともに、年度内での完成が困難なことから、繰越予算の設定をしようとするものであります。

次に、4目健康づくり推進費、説明欄下段、妊婦通院タクシー事業委託123万3,000円の減額は、利用実績及び今後の利用見込みにより減額をするものであります。

次に、52ページをお開きください。

5目予防費、説明欄上段、予防接種業務委託934万1,000円の減額は、実績及び今後の見込みにより減額をするものであります。

下段、12節委託料、新型コロナウイルス予防接種業務委託661万9,000円の減額、また、最下段、ワクチン接種体制確保委託574万8,000円の減額は、接種率の実績及び今後の接種を見込み減額するものであります。

なお、特定財源といたしまして、新型コロナウイルスワクチンに係る接種対策費国庫負担金及び接種体制確保事業費補助金についても減額をするものであります。

次に、53ページ、下段、7目合併処理浄化槽事業費、説明欄最下段、合併浄化槽設置補助金196万円の減額は、設置基数の実績に基づき減額をするものであります。

次に、54ページをお開きください。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、説明欄上段、十勝圏複合事務組合負担金111万8,000円の減額は、汚水処理施設及びくりりんセンターの運営分担金の確定により減額するものであります。

次に、５５ページをご覧ください。

中段、５款労働費、１項労働諸費、１目労働対策費、説明欄中段、会計年度任用職員報酬２６４万９，０００円の減額は、労働雇用対策事業に係る報酬で、申込人数の実績に基づき減額をしようとするものであります。

次に、５６ページをお開きください。

下段、６款農林業費、２項農業費、１目農業振興推進費、説明欄最下段、食と農業・農村振興基金積立２，２００万円の減額は、ふるさと納税の使い道の指定割合変更により減額しようとするものです。

なお、特定財源といたしまして、ふるさと応援寄附金を同額減額するものであります。

次に、５７ページをご覧ください。

説明欄中下段、元気な農業サポート事業補助金５００万２，０００円の減額、また、その下段、農畜産物土づくり特別事業支援金６６７万円の減額、さらに、堆肥化处理施設製造堆肥臨時助成金２７０万７，０００円の減額は、事業費の確定により減額するもので、特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、元気な農業サポート事業寄附金並びに食と農業農村振興基金繰入金を減額調整するものです。

次に、５９ページをお開きください。

６款農林業費、２項農業費、４目土地改良事業費、説明欄上段、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区負担金２，０８０万円の追加及びその下段、道営担い手畑総事業札内川右岸南部地区負担金１，１８０万円の追加は、事業主体である道からの申し出により、早期工事着手をするため、予算を追加しようとするもので、繰越予算の設定をし、事業実施を行おうとするものです。

なお、特定財源として、農業経営高度化促進事業補助金（その２）及び農業競争力基盤強化特別対策事業補助金、さらに負担金である札内川右岸北部地区（その２）及び札内川右岸南部地区（その２）についても追加をするものです。

次に、６０ページをお開きください。

説明欄最下段、６款農林業費、３項畜産費、１２節委託料、牧場管理委託３４６万８，０００円の追加は、Ｂ牛舎の施設、設備及び車両の軽微修繕について追加しようとするものです。

次に、６２ページをお開きください。

６款農林業費、４項林業費、３目村有林管理費、説明欄最上段、村有林整備工事２９４万１，０００円の減額は、請負額確定により減額をするもので、特定財源の造林事業補助金村有林分についても減額をしようとするものであります。

次に、６３ページをお開きください。

７款商工観光費、１項商工観光費、２目商工振興費、説明欄中段、新商工業プロモーション推進事業補助金１３５万７，０００円の減額は、実績及び今後支出見込額により減額をするものです。

次に、６７ページをお開きください。

８款土木費、２項道路橋梁費、３目除雪対策費、説明欄中段、除雪委託３，７２１万３，０００円の追加は、今年度の降雪に伴う作業回数及び時間数の増加により追加をしようとするものです。

次に、その下段、除雪機購入費補助金１０５万２，０００円の追加は、今後の支出見込額により追加をしようとするものです。

次に、６９ページをお開きください。

8 款土木費、5 項住宅費、1 目建築総務費、説明欄中段、修繕料 1 3 7 万円の追加は、移住体験住宅として、ひばりヶ丘教員住宅 2 棟の修繕を行うため追加をするものであります。

次に、その下段、定住促進補助金 4 1 7 万 5, 0 0 0 円の減額は、民間賃貸住宅家賃助成及び定住促進住宅取得奨励金並びに住宅リフォーム支援金について、それぞれ実績及び支出見込額により減額をするものです。

次に、7 4 ページをお開きください。

1 0 款教育費、1 項教育総務費、3 目学校教育振興費、説明欄最下段、教育振興基金積立 3, 4 0 0 万円の減額は、ふるさと納税の使い道の指定割合変更に伴い、減額するものです。

次に、7 5 ページをお開きください。

1 0 款教育費、1 項教育総務費、5 目スクールバス運行費、説明欄中段、通学用自動車 2 7 4 万 2, 0 0 0 円の減額は、ひばり号の車両更新に伴う契約額確定により減額するもので、特定財源として、公共施設等整備基金繰入金も併せて減額しようとするものであります。

次に、7 6 ページをお開きください。

1 0 款教育費、2 項学校給食共同調理場費、1 目管理費、説明欄上段、調理場エアコン更新工事 1 1 0 万円の減額は、契約額確定により減額するもので、特定財源として、公共施設等整備基金繰入金も同額減額するものです。

なお、この減額に伴い、繰越明許費の変更も併せて行うものであります。

次に、2 目業務費、説明欄下段、会計年度任用職員報酬 4 4 0 万 4, 0 0 0 円の減額は、週 3 5 時間勤務調理員における 2 名欠員及び代替調理員の支出見込額により減額をするものです。

次に、最下段、賄材料費 2 4 1 万 1, 0 0 0 円の減額は、当初、食材価格の高騰分を 2 割程度見込んでおりましたが、実績では高騰幅が抑えられたことから、減額しようとするものです。

次に、7 9 ページをお開きください。

1 0 款教育費、4 項中学校費、1 目学校管理費、説明欄中段、教室増設改修工事 3 4 5 万 4, 0 0 0 円の減額は、契約確定により減額するもので、特定財源として、公共施設等整備基金についても減額するものです。

次に、8 2 ページをお開きください。

1 0 款教育費、5 項社会教育費、3 目社会教育振興費、説明欄最下段、スポーツ振興基金積立 1, 0 0 0 万円の追加は、歳入歳出予算の余剰金について、積立を行おうとするものであります。

次に、8 3 ページをご覧ください。

説明欄中段、一般備品 1 8 7 万 2, 0 0 0 円の減額は、交流の杜芝刈機購入に係る契約額確定により減額するもので、併せて繰越明許費の設定についても変更しようとするものです。

次に、8 5 ページをお開きください。

1 3 款諸支出金、1 項、1 目特別会計繰出金、説明欄中段、2 7 節繰出金、後期高齢者医療会計 2 0 8 万 5, 0 0 0 円の減額は、前年度保険料等負担金の精算等による事務繰出金の減額によるものです。

次に、下段、1 3 款諸支出金、2 項、1 目公営企業繰出金、説明欄最下段、公共下水道事業出資金 6 1 7 万 5, 0 0 0 円の減額は、基準外繰入となる建設改良費などの資本的収支

の赤字補填分について減額をしようとするものです。

次に、86ページの給与費明細書ですが、1の特別職の表について、比較の欄、報酬の155万円の減は、各種委員の実績による減となっており、期末手当は、議員の改選により、2名分、6月期末手当の減額があったことによるものです。

次に、87ページをご覧ください。

一般職の表、給与費及び共済費の比較における給与費の減額については、会計年度任用職員も含めた職員数の人数減が大きな要因で、職員手当の主な増加は、時間外勤務手当の追加及び各種手当の異動によるものです。

また、共済費の増額につきましては、標準報酬月額改定による増額によるものです。

次に、戻っていただきまして、12ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

はじめに、1款村税、1項村民税、1目個人村民税512万円の減額は、物価高騰等による個人事業主の経費増加等に伴う所得の減によるものです。

また、2項、1目固定資産税562万2,000円の追加は、償却資産の申告増によるものです。

次の13ページ、最上段、4項たばこ税334万3,000円の追加は、当初見込みより売渡本数が増加したことにより追加をしようとするものです。

次に、その下段、9款地方特例交付金、2項、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,605万1,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症等の影響による先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産の課税標準の特例措置に伴う固定資産税の減収補填措置として追加しようとするものです。

次に、最下段、10款、1項、1目地方交付税619万6,000円の追加は、令和5年度普通交付税の再算定による追加交付分1,087万円を追加するとともに、財源調整を行うものであります。

次に、14ページをお開きください。

分担金及び負担金、1項負担金、3目教育費負担金、1節学校給食費負担金189万6,000円の減額は、児童生徒見込み数の減及び学校閉鎖等に伴う提供日数の減によるものです。

次に、15ページをご覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目農林使用料、1節牧場使用料450万7,000円の追加は、預託頭数の実績及び収入見込額により追加をするものであります。

次に、21ページをお開きください。

15款道支出金、2項道補助金、1目総務費補助金、3節地域づくり総合交付金1,965万円の追加は、鉄道記念公園周辺整備事業、福祉灯油など交付決定により追加をするものであります。

次に、25ページをお開きください。

16款財産収入、2項財産売払収入、1目財産売払収入、2節不動産売払収入、宅地分譲地売払209万円は、ビレッジときわ野第5次分譲地1区画分の売払決定により追加するものです。

次に、28ページをお開きください。

20款諸収入、6項、1目、5節雑入、長寿・健康増進事業特別対策補助金110万1,000円の追加は、肺炎球菌予防接種及びインフルエンザ予防接種費用に係る補助金の交付決定によるものであります。

次に、戻っていただきまして7ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正については、上段の表は追加する事業で、ふるさと納税クラウドファンディング補助金ほか6事業となります。

また、その下段は変更する事業となりまして、戸籍附票システム改修ほか5事業を繰越額の変更を行うものであります。

次に、8ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正ですが、上段の追加は、中札内村児童館の指定管理に係る委託料について、管理経費の増により、その2として令和6年分の限度額の追加をするものです。

また、まちなかキッチンスタジオ及び改善センター、また、その下段、札内川園地関連施設等の指定管理に係る協定に基づく委託料については、新たに3年間、また、中札内交流の杜の指定管理については、新たに5年間の限度額の設定をするものです。

その下段の表につきましては、債務負担行為の変更で、5事業の契約額確定に伴い変更をするものです。

最後になります。

9ページをお開きください。

第4表地方債補正であります、記載しております5つの起債区分、7事業について、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 続きまして、平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） それでは、黒ナンバー10番、国民健康保険特別会計補正予算書をご用意いただきたいと思います。

歳入歳出とも概ね30万円以上のものを抜粋し、歳入予算から説明させていただきますので、7ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項、1目一般被保険者国民健康保険税、全体の補正額は779万5,000円の減額となりますが、当初賦課額を確定した以降、毎月の被保険者異動等を加味し、年度末における歳入見込額として、それぞれ各節の課税区分ごとに追加、減額をするものです。

ページ下段、2款道支出金、1項、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金215万4,000円の追加、以下、2節説明欄、特別調整交付金及び特定健康診査等負担金の追加、道繰入金の減額は、それぞれ本年度の事業実績に応じた交付申請を行い、北海道から交付見込額として概ね確定いたしましたので、今回、補正を行うものです。

次に、8ページ上段、4款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、1節事務費負担金分の繰入は、各種事業の実績に応じた調整を行うもので、2節以降の保険基盤安定繰入金は、国保税の軽減などルールに応じて、国、道、村が財政負担するものですが、それぞれ負担額の確定により、一般会計分繰入額の調整を行うものです。

ページ下段、2項、1目基金繰入金、国保基金繰入金876万9,000円の追加は、国民健康保険税及び各種事業等の確定と今後の見込みにより予算に不足が生じることから、基金の取り崩しによる財源補填を行うものです。

次に、9ページ上段、5款繰越金74万7,000円の追加は、昨年9月定例会において承認いただきました令和4年度決算による繰越額を全額追加するものであります。

続いて、歳出の説明を行いますので、11ページまでお進みください。

ページ中段、2款保険給付費215万4,000円の追加は、一般被保険者高額療養費

の実績と見込みにより追加するものです。

11ページ、最下段から14ページにかけての3款国民健康保険事業費納付金各項の予算は、先ほど歳入予算で説明いたしました財源内訳のみを調整するものとなりますので、説明は省略いたします。

次に、15ページをお開き願います。

ページ上段、5款保健事業費、2項、1目特定健康診査等事業費、説明欄下段の特定健診等委託87万6,000円の減額は、これまでの実績と今後の見込みによるものです。

ページ下段、8款諸支出金、1項、4目特定健康診査等負担金償還金36万3,000円の追加は、令和4年度道交付金返還額の確定に伴うものです。

最後に、4ページまでお戻りください。

令和6年度当初予算で計上いたします医療費適正化通知作成委託につきましては、予算の承認をいただく前ではありますが、今年度から事前準備に着手する必要があることから、2ヶ年にわたって債務負担行為を設定させていただくものです。

事業概要につきましては、服薬情報通知や特定健診受診勧奨通知、医療費分析により、医療費の抑制と特定健診受診率の向上を目的として実施するものであります。

これで国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

引き続き、後期高齢者医療特別会計の補正予算を説明いたします。

黒ナンバー12番、補正予算の6ページをお開きください。

こちらから歳入から説明いたします。

上段、1款、1項後期高齢者医療保険料は、現在の調定額と収入見込みにあり、特別徴収保険料は200万円を追加、普通徴収保険料は262万1,000円を減額するものです。

ページ中段、2款繰入金、1項、1目一般会計繰入金285万3,000円の減額は、実績と見込みによる算定結果から、事務費繰入金以下保険基盤安定繰入金、健康診査受託事業繰入金の減額を行うものです。

次に、7ページ、5款広域連合支出金、1項、2目、説明欄、健康診査等受診率向上特別対策補助金30万円の追加は、本村が独自に実施する健診項目に対しての追加交付が認められたものによるものです。

次に、8ページの歳出をお開きください。

ページ中段、1款総務費、1項、2目保健事業費、説明欄下段の健康診査委託44万3,000円の減額は、これまでの健診実績と見込みによるものでございます。

9ページ下段、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、事務費等負担金27万5,000円の減額と、保険料等負担金225万8,000円の減額のうち、138万円余りは広域連合に納付すべき額の見込みで、87万円余りは令和4年度分保険料の精算によるものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計補正予算の補足説明をいたします。

黒ナンバー11番、介護保険特別会計補正予算書をご用意ください。

まず、歳出から説明いたしますので、12ページをお開きください。

1款総務費、3項、1目介護認定審査会費、説明欄、南十勝介護認定審査会負担金14万1,000円の減額は、南十勝4町村で共同設置をする審査会費用について、今年度の決算見込みにより減額するものです。

ページ中段、2款保険給付費、1項、1目、説明欄、介護サービス等諸費36万9千400円の増額は、説明欄に内訳を記載しておりますが、居宅介護サービス等給付費では、主に村外の有料老人ホーム等へ入居している方のサービスの利用の増加により8万7千500円を追加するものです。

また、介護予防サービス等給付費は、福祉用具購入費、居宅サービス計画、居宅支援サービス計画給付費の増などにより3万1千800円を追加し、その下の施設介護サービス給付費は、老人保健施設等の利用見込みにより5万3千2百900円を減額するものです。

次に、13ページ中段、2項、1目、説明欄、高額介護サービス費は、介護保険サービスの自己負担額が基準額を超えた場合の給付費となりますが、執行見込額により6万5千400円を増額しています。

14ページ、3項、1目、説明欄、高額医療合算介護サービス費は、介護保険サービスと医療保険自己負担額の合計が基準額を超えた場合の給付費となりますが、執行見込額により6万1千円を減額しています。

次に、15ページ上段、4項、1目、説明欄、特定入所者介護サービス等諸費は、特別養護老人ホーム等の食費や居住費について、所得に応じた減免の認定により、限度額を超えた分を介護保険で賄うものですが、執行見込額により5万7千300円を減額しています。

次に、16ページ、4款地域支援事業費、2項、1目介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、負担金補助及び交付金6万1千円の増額は、要支援の方を対象とする通所介護などの利用が増加したことによるものです。

17ページ下段、4項、1目、説明欄、包括的支援・任意事業費9万9千900円の減額は、保健師報酬、講師謝礼等が見込みより少なかったことや、成年後見、法定後見の該当がなかったことなどによるものです。

次に、18ページ下段、5款基金積立金、1項、1目介護保険事業基金積立金、説明欄、積立金2万6千900円の減額は、歳出予算の増額補正に伴い、財源調整を行うものです。

次に、6ページの歳入までお戻りください。

ページ上段、1款介護保険料、1項、1目、第1号被保険者介護保険料現年度分1万1千100円の減額は、介護保険被保険者の死亡、転出等により見込額を減額しています。

その下、2款国庫支出金、以下7ページの3款道支出金、8ページの4款支払基金交付金は、歳出側の介護給付費等をそれぞれの規定の負担の割合に応じて再調整を行い、本年度における見込額として、今回補正を行うものです。

戻りまして、7ページ上段、2項国庫補助金、3目保険者機能強化推進交付金1万100円の減額、その下、4目介護保険保険者努力支援交付金1万2千600円の増額は、それぞれ交付決定によるものです。

次に、8ページをお開きください。

下段、6款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、補正総額3万9千円の減額は、説明欄、介護給付費繰入金現年度分3万9千500円の増額以下、目的別に一般会計からの繰入額を調整するものです。

9ページ中列、4節その他一般会計繰入金、説明欄、職員給与費等繰入金4万7千700円の減額は、歳出側の人件費に係る定年延長に伴う退職手当組合負担金の変更によるもので、その下、事務費繰入金2万9千100円の減額は、歳出側の1款総務費の減額補正により減額するものです。

ページ中段、2項、1目介護保険事業基金繰入金5万9,000円は、会計全体の財源調整として計上し、その下、7款繰越金、1項、1目繰越金55万9,000円の追加は、予算額に対する収入済額の差額を計上するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、簡易水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算について説明を申し上げます。

はじめに、簡易水道事業会計の補正予算であります。

黒ナンバー13番、簡易水道事業会計補正予算書1ページをお開き、1ページから順次ご覧いただきたいと思います。

まず、1ページから2ページにかけて、第1条の総則から第5条の議会の議決を経なければ流用できない経費の補正を定めております。

3ページをお開きください。

補正予算実施計画となります。

3ページ及び4ページに収益的収入及び支出、5ページ及び6ページに資本的収入及び支出の実施計画を記載しておりますが、16ページから22ページまでの補正予算に関する資料、補正予算内訳書により補正予算概要を説明を申し上げます。

また、概ね50万円以上の追加補正及び減額補正について説明を申し上げます。

16ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入であります。補正予算額の欄をご覧ください。

1款簡易水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益98万7,000円の追加及び2目営農用水収益11万8,000円の追加は、水道料及び営農用水使用料の双方ともに使用水量の増によるもので、要因といたしまして、猛暑日が連日記録されるなど、気温が平年よりも高かったことと、所管課では分析しているところでございます。

次に、3目負担金52万5,000円の追加は、南札内浄水場も含めた共同施設に係る維持管理経費が増となったことにより、更別村からの負担金が追加になったものでございます。

次に、5目その他の営業収益53万7,000円の追加は、水道工事手数料の増及び水道メーターの利用期間満了により、取替えた水道メーターを鉄くずとして売り払ったものでございます。

次に、2項営業外収益、4目長期前受金戻入162万5,000円の追加は、一般会計繰入金などを追加するものでございます。

18ページをお開きください。

収益的収入及び支出であります。

1款簡易水道事業費用、1項営業費用、10目原水及び浄水費102万3,000円の減額は、執行に伴う旅費、手数料及び負担金等の減額によるものでありますが、負担金につきましては、定年延長に伴う退職手当負担金の減額によるものでございます。

次に、11目配水及び給水費283万8,000円の減額は、執行に伴う通信運搬費、メーター購入費等の確定により減額を行うものでございます。

19ページをご覧ください。

12目営農用水管理費94万4,000円の減額は、執行に伴う旅費、通信運搬費、動力費及びメーター購入費等の確定により減額を行うものでございます。

次に、13目総係費52万4,000円の減額は、執行に伴う旅費、委託料、手数料及び

負担金の減額によるものでありますが、先の説明のとおり、負担金につきましては、定年延長に伴う退職手当組合の負担金の減額によるものでございます。

20ページをお開きください。

14目減価償却費156万6,000円の追加は、工具・器具・備品及びソフトウェアを追加するもので、有形及び無形固定資産税を精査したものでございます。

21ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入であります。1款簡易水道事業資本的収入、1項企業債、1目簡易水道事業債900万円の減額は、工事請負費において競争入札の執行に伴い、契約額が確定したことにより、借入額が確定したものでございます。

次に、2項、1目他会計負担金40万8,000円の追加は、一般会計繰入金における基準内繰入の追加を行ったものでございます。

次に、3項負担金、1目工事負担金46万4,000円の減額は、南札内浄水場における工事費において、競争入札により減額となったため、更別からの負担金を減額するものでございます。

22ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出であります。1款簡易水道事業資本的支出、1項建設改良費、10目管渠建設改良費648万2,000円の減額及び11目処理場建設改良費215万3,000円の減額につきましては、工事請負費において、競争入札の執行に伴い、契約額が確定したことによるものでございます。

次に、戻っていただきまして、7ページから11ページまで給与明細書、12ページには補正予算キャッシュフロー計算書、13ページ及び14ページには補正予算予定貸借対照表を記載しているとともに、15ページには補正予算予定損益計算書を記載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上で簡易水道事業会計の補足説明を終わります。

次に、公共下水道事業会計の補正予算であります。

黒ナンバー14番、公共下水道事業会計補正予算書をお開きいただきたいと思います。

1ページから順にご覧いただきたいと思います。

まず、1ページ及び2ページには、第1条の総則から第4条の企業債の補正まで定めております。

3ページをお開きください。

補正予算実施計画となります。

3ページ及び4ページには収益的収入及び支出、5ページ及び6ページには資本的収入及び支出の実施計画を記載しておりますが、11ページから15ページの補正予算に関する資料、補正予算内訳書により、補正概要を説明を申し上げます。

また、概ね50万円以上の追加補正及び減額補正について説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入であります。1款公共下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料54万5,000円の追加は、使用水量の増によるものであります。

次に、4目その他の営業収益90万円の追加は、指定管理者の新規申請に伴う手数料及び工事で出た金属ごみを鉄くずとして売り払ったものでございます。

次に、2項営業外収益、4目長期前受金戻入106万9,000円の減額は、国庫補助金285万2,000円の減額、一般会計繰入金10万円の減額及び受益者負担金188万

3, 000円の追加を行い精査したものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出であります。

1款公共下水道事業費用、1項営業費用、10目処理場費226万7,000円の追加は、浄化センターへの流入水のBOD値について、少しずつ水質改善をしてきておりますが、微生物量等のバランスを調整を行うため、見込んでいた汚泥搬出量を上回って、活性化汚泥を多く引き抜くことに対し、90万2,000円を追加するとともに、汚泥の活性化をさせるため、汚泥脱水の動力である電気料金を137万円を追加するものでございます。

次に、12目総係費49万1,000円の減額は、執行に伴う旅費、委託料、手数料及び負担金の減額によるものであります。

次に、13目減価償却費157万円の追加は、構築物及びソフトウェアを追加するもので、有形及び無形固定資産を精査したものでございます。

14ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入であります。

1款公共下水道事業資本的収入、1項企業債、1目公共下水道事業債2,410万円の減額は、社会資本整備総合交付金の追加と工事請負費が競争入札の執行に伴って、工事請負費が減額になったことにより、借入額を減額するものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目交付金1,798万5,000円の追加は、社会資本整備総合交付金について、当初見込んだ予算額より多く追加交付になったものでございます。

次に、3項出資金、1目一般会計出資金617万5,000円の減額は、一般会計からの基準外繰入金について、当初見込んだ予算額よりも減額するものでございます。

次に、15ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出であります。

1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、10目管渠建設改良費534万2,000円の減額及び11目処理場建設改良費549万9,000円の減額は、公共枘設置の申込みの減及び委託料、工事請負費について、競争入札の執行に伴い、契約額が確定したことによるものでございます。

次に、戻っていただきまして、7ページには補正予算キャッシュフロー計算書、8ページ及び9ページには補正予算予定貸借対照表を記載しているとともに、10ページに補正予算予定損益計算書を記載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 休憩をしたいと思います。

午後3時20分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時20分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

提案理由の説明は終わっておりますので、議案第13号から議案第18号、これらの6

件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番戸水議員。

○6 番（戸水隆君） 私の方から何点か質問したいと思います。

57 ページです。

農林業費の農業振興推進費の中で、12 番委託料、ここの堆肥化处理施設長寿命化事前調査委託、▲31 万円となっていますが、これ当初の予算ですと418 万円ほどだったと思うのですが、この調査というものはどのような内容の調査をされたのか。

それと、その結果、恐らく出ているかと思うのですが、その結果をもし教えていただければと思います。

もう一つは、その下、堆肥化处理施設製造堆肥臨時助成金270 万円の三角ということで、これ堆肥の値上がった分を助成していたかと思うのですが、単純に堆肥の販売が伸びなかったのか。それとも、原料が少なかったのか。

そこら辺を教えていただきたいと思います。

もう一つ、農畜産物土づくり特別事業支援金▲667 万円。

これは逆に1,500 円いただいた助成だと思うのですが、これは単純に計算しますと、444 町分ぐらいの金額になるかと思うのですが、これは単純にその分、農業者から申請が上がらなかったのかということをちょっと確認したいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、まず1 点目の堆肥化处理施設の長寿命化の事前調査の関係ですが、今年度、長寿命化計画を策定する前段階の簡易調査ということで、建物、それと路盤、そういったものの目視点検が中心にはなるのですが、その点検を行っています。

点検結果等については、12 月の段階で点検の方は終わりました、例えば、建物であれば、発酵施設の屋根のやはり腐食の問題ですとか、あるいは、路盤ですと、盛土して建物ができているということもありまして、その盛土の水の排水処理、こういったところにやはり課題があるというような調査の報告書をいただいているところです。

村としましては、これを踏まえて、令和6 年度にこの後詳細に報告書の方を分析しまして、今後どのような修繕が必要なのかというのを検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、堆肥化处理施設の製造堆肥の臨時助成金の関係です。

令和5 年の最終的な堆肥の販売量というのがまだまとまっていなくて、今ちょうどそれをまとめて、今月下旬に、例えば、受益者協議会ですとかリサイクル協議会で、5 年度実績についてを話し合うという予定になっております。

したがって、最終的に今年度の堆肥の状況がどうだったかというのは、今現段階で押さえているわけではないですが、予算では、この事業を計上した際に、予算では平成30 年から令和3 年までの段階で、一番使用量が多かった時期の平成30 年の量で積算したという経過がございます。

最終的には、その時点から比較すると、例えば、ポロシリ元気堆肥ですと、数量的にいうと3,300 トンぐらい減少しているということで、最終的には実績に伴って、今回、補正予算で減額しているというような形になっています。

続きまして、3 点目の土づくり特別支援事業の方ですが、こちらの方も予算では村が押さえていました農地台帳の面積をベースにして、当時の対象農家135 戸ということ

で、予算では675ヘクタールほどを見ていたところです。

ただ、実際には、離農されていた方、あるいは、今年度作付けしていない畑、実測とかも農協さんの実測を基に最終的な申請手続きの方入っていただいていたのですが、そういった面積の減少もあって、実績では630ヘクタールほどの補助金を交付したというような流れになっております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） ありがとうございます。

最初のその調査結果につきましては理解しました。

ただ、恐らく結構傷んでいるのを見えますから、今後、ものすごい莫大な修繕費用が来るのかなという、これお互いに、私たちが村も協議しながら検討していきたいなと思っております。

2つ目の堆肥に関しても理解しました。

3番目の反1, 500円というものに関しては、630町で間違いないですか。

支給した面積。

6,000だと思うのですが。

あまりにも少ないなと思ったのですが、もう一度確認お願いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） すみません。

補助基準的にいうとアールでやっていますので、アールでいけば、63万720アールが実績値という形になります。

100で割ると6,300ですね。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） やっぱ6,300町ということですね。

わかりました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 36ページのふるさと納税クラウドファンディングの補助金のことについて伺いたします。

村政執行報告書に書いてありましたことは、2億円の目標額に対して、今現在、寄附額1億1,000万円の金額が集まっているとお聞きしましたけれども、これは最初、私も新聞で見たのですが、こういうプロジェクトなんだということがわかったのですよ。

何度も訪れたくなる美しい森をつくりたいプロジェクトっていうのを先ほど、執行報告書にも書かれておりました。

ここはどこかなと思ったら休暇村だということがわかって、そういった経緯を含め、中札内村はどういった思いでこのプロジェクトを応援しようという考えになったのか、まず伺いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） こちらのプロジェクトにつきましては、ガバメントクラウドファンディングという事業、制度を使いまして、事業者から提案のありました事業を村で審査しまして、事業の妥当性ですとか採算性、そういったものを総合的に判断しまして採択というふうにしております。

こちらにつきましては、先ほどおっしゃったように、フェーリエンドルフにおいて、既存の森林ですとか、コテージを活かして、より美しい空間をつくることで、旅行の目的地に選ばれる場所としてさらに磨きをかけるということと、遊歩道や庭園、広場、こういったものを整備する計画ですので、誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場をつくるということで、地元村民の方も気分転換にゆっくりとした時間を過ごせる場所ということで、地方創生、地域活性化にも資するということで、村としてもプロジェクトとして採択し募集を始めたところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 休暇村の中ですので、村民の方も自由に入って、そこを散策したり、ウォーキングしたり、そういうのも可能だということでしょうか。

わかりました。

それとあと、25ページの寄附金のことなのですが、ここにも特別寄附金のところで、ここは目的別ということなのでしょうが、そこにも目的別なので、当然ふるさと納税クラウドファンディングが入ってもいいのですが、そのほかに一般寄附金の中にもこれがもう一つあるということなのですかけれども、ここの部分のちょっと詳細をお聞きいたします。

どうして分かれているのかどうかというの。

お願いします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 25ページの寄附金の内訳でございますけれども、1目特別寄附金につきましては、こちらにつきましては、事業者の交付する寄附額の40%分の補助金分と、また、村に積立する分を特別寄附金に計上しておりまして、一般寄附金につきましては、村が返礼品を送付したりですとか、郵便代などの経費がかかりますので、一般寄附金は経費分ということで分けております。

特別寄附金が補助金及び積立金分、一般寄附金が経費分というふうな分けをしております。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） そうなると、36ページのふるさと納税クラウドファンディング補助金7,989万8,000円というこの金額は、先ほどの特別寄附金から創出されているというのか。

この7,989万8,000円はどういったことでこの金額、寄附額の40%が企業への補助金として行くのですけれども、そのお金かどうかをちょっと確認したいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 36ページのふるさと納税クラウドファンディング補助金、補正額7,989万8,000円でございますけれども、こちらにつきましては、おっしゃるとおり、まず2億円達成したと、今、サイト上の目標額が2億円ですので、2億円達成した場合の補助額は40%となりますので8,000万円ということになります。

それから、プロジェクトの以前、先ほどの説明でもあったのですが、スイーツ事業ということで、村の事業者さんがクラウドファンディング実施されました。

その分の予算計上していた分の執行残がありましたので、それをここで減額しておりますので、差し引きしまして7,989万8,000円というような計算額になっております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

5 番福原議員。

○5 番（福原一斉君） 私の方から質問させていただきたいと思います。

15 ページ、農林使用料、牧場使用料ですね。

預託料 450 万 7,000 円ほど預託料収入増ということで言われております。

これは預託頭数が増えたということだということで説明があったかと思いますが、これに関連しまして、60 ページ、農林業費、牧場費ですね、委託料も合わせて 346 万 8,000 円の費用増ということで補正が含まれております。

これは先ほど車両等ということで説明あったかと思うのですが、この収入の増と、いわゆる委託料金の補正、いわゆる費用増と、収入と費用との関連性があるのかなのかということでお聞かせいただきたいと思いますと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 今回、牧場使用料の増額補正で歳入の方でさせていただいて、歳出の方では、委託料の方の補正予算で増額の補正予算をさせていただいているところですけども、使用料の方につきましては、福原議員がおっしゃっているとおり、今年度、預託頭数が伸びていまして、これまでの実績に伴って収入が見込めるということで、今回、増額の補正予算をさせていただいています。

一方、支出の方につきましては、指定管理者であるカーフゲートと指定管理にあたりまして、100 万円以下の軽微なものにつきましては、指定管理委託料の中で修繕、そういったものを行うという取り決めの方をさせていただいております。

この間、B 牛舎、元昭和 53 年にできました B 牛舎の地下ピットとスラリータンクを結ぶバーチカルポンプというのがあるのですが、そういったものが、今回、腐食によって壊れた。

あるいは、それを接続している付属レールが壊れたり、あるいは、B 牛舎の壁に一部ちょっと、経年劣化で穴が空いたといったところもございまして、そういった施設ですとか、車両の軽微な修繕、そういった費用で今回 346 万 8,000 円ほどを計上させていただいているということなので、直接的に歳入と歳出の方で関係性があるというわけではございません。

○議長（中井康雄君） 5 番福原議員。

○5 番（福原一斉君） 預託頭数の増が直接的にこの委託料金の増につながったということではないということでの答弁だったと思いますが、そのように理解しました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

4 番木村議員。

○4 番（木村優子君） 一般会計補正予算の方で何点か質問をさせていただきます。

35 ページのまちづくり推進費の地域おこし協力隊員報酬 120 万 7,000 円の減額と、あと、使用料及び賃借料 42 万円というのは、先ほどの説明ですと任用の採用がなかったというお話だったと思います。

イベントの企画運営を行ったりという内容で募集をされたのだと思うのですが、これ実際応募があつて採用に至らなかったのか、それとも応募がなかったのか。

あと、これで一応この枠で採用するということなので、その人員確保ができなかったという点で、何かそれに関わる予定であつた事業執行に何か影響はなかったのかどうか。

それについて伺いをいたします。

あと、52 ページの予防接種事業費についてなのですが、予防接種の業務委託で 934 万 1,000 円減額になっておりまして、当初予算が 1,800 万円余りの予算な

のですけれども、ちょっと額が大きいものですので、利用されなかったというご説明だったのですけれども、いろいろ予防接種、村ではやっただいていまして、去年の決算審査の資料なんかを見ますと、この予防接種というところに書かれているものを業務委託で打っていただいているかなと思うのですよね。

その中で結構乳幼児とか幼児に関わる接種の項目が多いので、あまりにちょっと接種利用されていなかったというのは一体どういうふうな理由でというふうに所管課では分析されているのかというのと、今後どうしていくか。

例えば、余り打たなかったら、やっぱりちょっとデメリットがあるのではないかなと思うのですよね。

予防接種した方がいいということでメニューを一応つくっているのに、それを利用されていないということであれば、どういったところが問題で、今後どういうふうに、例えば、予防の勧奨をしていくのかとか、そのあたりのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 地域おこし協力隊員の減額についてですけれども、まず、応募については、問い合わせがありまして、どういった業務内容なのかとか、そういった問い合わせはあったのですけれども、ちょっとこちらの求めることと応募者が求めることのちょっとマッチングがいなくて、採用には至っていないという現状です。

それから、事業執行への影響ということですが、今回、この補正の方で、補正予算の方で予算分けさせていただいて6月補正で募集を開始したのですけれども、その目的というのが、民間企業でイベント、プロデュースなどの経験がある方を、そういったノウハウを取り入れたいということで募集を開始したところですが、事業執行への影響ということで言えば、今現在、担当者を置いて準備を進めておりましたので、大きな影響というところではございませんでした。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 2点目の予防接種の関係についてお答えをしたいと思います。

議員がおっしゃられましたように、この予防接種業務委託のところは、乳幼児の予防接種から主に定期接種となっているものの予算を計上しております。

今回、大きく減額になった理由ですが、一番大きいものは子宮頸がんワクチンが想定していた接種回数よりも少なかったということで、当初予算的には312回分を見ていて、実質的には、1月末現在で54回分の接種だったということです。

単価が1回あたり2万6,980円ということで、単価も大きくて減額が大きくなったというのも一つあります。

この子宮頸がんワクチンについては、一時接種控えがあつて、そこで打てなかった子たちも救うようなことでかなり大きく予算額を見ていたということもありまして、実際には打たれる方が少なかったということで、減額の割合は多くなっています。

もう一つ、日本脳炎のワクチンについても200回ほど見ていたのですけれども、1月末現在で102回ということで、この部分も減額の理由となっております。

予防接種につきましては、接種の期間がありますので、まだ打っていない方については、個別の接種勧奨をしたりですとかしていますので、そういうことは継続していきたいなと思うのですけれども、子宮頸がんワクチンにつきましては、該当になる方に基本的に接種勧奨のというか、パンフレットですとかお送りして、理解をいただいて接種をしていただくのかなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 4 番木村議員。

○4 番（木村優子君） まず、地域おこし協力隊の方なのですけれども、今、担当者がいらっしゃるって、民間のノウハウを取り入れるということで、特に執行には問題なかったということなのすけれども、同じように、今後こういった方を募集をしていく考えなのかというのを確認させていただきたいのと、あと、予防接種の方は、なかなか子宮頸がんのワクチンの方は、その接種控えがあったというのも結構影響しているのかなということで理解をいたしました。

なかなかこのワクチンについて、うちにも、例えば、予防接種の案内いただいたりしても、細かく読んで理解して、そしたら打ちに行こうっていうのが、なかなか働いていたりとか子どもの体調とかで都合が合わなかったりとか、いろいろあると思いますけれども、できるだけ打った方がいいということであれば、勧奨していただいて、なるべく利用していただくような働きかけをしていただければと思います。

あと、もう一つ、66 ページの公園管理費の委託料160 万円程度、ちょっと減額になっていまして、恐らく委託先は就労センターかなと思っているのですけれども、その減額の理由ですね。

ちょっと就労センター、なかなか人が人員不足で、事業自体が難しいというのもここ数年ずっと聞いているところなのすけれども、そういった理由なのかどうかというのを聞きします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 地域おこし協力隊イベント企画運営推進員につきましては、引き続き、来年度の予算においても募集を提案させていただきたいというふうに考えておりますので、募集を継続できればと思っております。

地域おこし協力隊ですので、三大都市圏等の都市地域から人を呼ぶというところもありますので、そういった都市地域の方を呼んで民間の発想を持った方、そういった方を公募することで、事業の持続可能性といいますか、そういったものを高めていければというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 公園管理委託160 万1,000 円の減額についてであります。

木村議員言われるとおり、ここにつきましては、社協の委託という形になります。

この部分に関しましては、金額が160 万1,000 円の減額と大きいということにつきましては、当初の見込みで、すべての日にちの維持管理、そういったものをマックスで見ているような状況があります。

これに伴いまして、雨天などに、天候により公園管理ができなかったり、さらには、優先すべき作業があった場合に、計画通りにできなかったことはありました。

そういうことを踏まえた上で、最後にこのような形で精算に至っているわけなのすけれども、当初の見込額よりも160 万1,000 円減額になったということになります。

一部、担当者も含め、私も含め、公園の草刈り状況、一部対応が遅延というところも若干あったかもしれませんが、一生懸命対応していただいたというふうに判断しているところでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） 歳入の方で何点かお伺いいたします。

14ページの負担金ですけれども、先ほど、総務課長の方で説明はあったのですけれども、学校給食費の負担金が▲190万円ほど減額になっているのですけれども、大体年度末になると執行残ということで三角がいろんなところから出てくるのですけれども、ちょっと例年から見るとこの減額が結構大きいのかなというふうに思ったのですけれども、先ほどの説明では、児童生徒数の減と、あと給食の提供日数なのか。

その辺が減少しているというような説明があったのですけれども、これ、学校給食の場合ですと、ある程度子どもの人数やら給食の単価やら給食の提供日数だったりというのは、大体当初の計画でおおよそは見積もれると思うのですけれども、ちょっとこの減額が結構大きくなったのが、ちょっと自分としては少し減額としては大きいかなというふうに感じるのですけれども、再度、何か説明があればいただきたいと思います。

あと、もう一つは、これも歳入ですけれども、21ページの道補助金としての地域づくり総合交付金ですけれども、1,965万円。

これも先ほど説明はあったのですけれども、この補正予算の資料を見ていて、この交付金はどこで使われたのかなと思って探してみると、歳出の方では、41ページの社会福祉費の方で載っているのと、あと、71ページの災害対策費で20万円ほどということで、この2つはわかったのですけれども、先ほどの説明をお聞きしますと、鉄道記念公園の方でこの道補助金が該当になったということで使ったと。

あと、福祉灯油の方でも使われたという説明がありました。

これの振り分けといいたいでしょうか、鉄道記念公園ではどのぐらいを充てたのかということをお聞きしたいと思います。

あと、歳出の方で、48ページの児童措置費の扶助費ですけれども、認可外保育施設保育料助成金、▲354万円とあるのですけれども、これも先ほど説明ありましたけれども、当初予算360万円ほど見ていたのですけれども、実際にはほとんど利用がなかったということで、6万円ほど若干余分に見ているということで、354万円、三角にしたということだったのですけれども、これも、令和5年の新規の事業だったと思いますけれども、低年齢児の待機児童の解消やら、村外で就労する保護者の利便性向上のためにということで、この事業設けられたと思うのですけれども、その利用者がなかったということで、その辺、執行者側としてはどのように分析しているのか。

村外で働いている方が少ないのか、もしくは、こういった事業があるということを知らない、PRが足りないのか、なかなか安心できるような認可外保育所がないのか。

ちょっとその辺、村としてはどのように分析をされているのかをお聞きしたいと思います。

あともう一つ、これも50ページの母子保健事業費の妊婦通院タクシー事業委託料。

これも▲123万3,000円ほどの減額になっているのですけれども、これも予算額からいくと、予算額が138万9,000円ほど見ていたのですけれども、15万円ほどぐらしか利用されていないということで、これについてもどういったことであまり利用者がいないのか。

地元にタクシー会社がないからなのか、ほとんどの方が自分の車で行かれているのか。

その辺、村としてどのように分析されているのかをちょっと、考えをお聞きしたいと思います。

とりあえず、その4つお願いします。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 私からは、学校給食負担金の減額について説明いたします。

これの主な原因は、学校閉鎖によるものです。

今年度、中学校において、コロナで全学年学校閉鎖行っていますし、あと、中札内小学校ではインフルエンザによって全学年学校閉鎖も行っています。

あと、1月には大雪で3校とも臨時休校も行ったりしております、児童の転入転出の増減は多少ありますけども、主な原因は学校閉鎖によるものでございます。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 続いて、地域づくり総合交付金の内訳についてご説明いたします。

まず、鉄道記念公園周辺整備事業、令和5年度は1,920万円を交付決定を受けております。

また、防災備品については20万円、それから、福祉灯油については75万円の交付決定を受けております。

鉄道記念公園につきましては、令和4年度、令和5年度2ヶ年にまたがる事業ということで、地域づくり総合交付金は、令和4年度分としても、昨年度6,130万円ほど交付を受けておりました、令和5年度分は1,920万円ということで、そちらにつきましては、福祉基金費の積立金の方に充当しまして、昨年度、令和4年度に財源を福祉基金から取り崩して、令和4年度繰り入れておりますので、その分を今回、1,920万円付いたということで、それを福祉基金に積み戻すというような形を取っております。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、私の方から、1点目の認可外保育園の関係、お答えしたいと思います。

認可外保育園の方の利用については、令和5年度はありませんでした。

1ヶ月分、ちょっと予備を見てということで6万円残しておりますけれども、利用としてはゼロというふうになっております。

該当となる保護者の方には、年度当初にご案内をいたしましたので、周知はしたというふうに思っておりますけれども、実際にきらきら保育園の方に通われる方が多く、また、待機になったお子さんについては、フルに働いていない方もいらっしゃるだったので、認可外保育園に預けてお仕事をされるという方はいらっしゃるのかなというふうに思っております。

ただ、今後につきましても、いろんな働き方があるかと思しますので、周知の方はしっかり継続していきたいなというふうに思っているのと、相談があった場合には、こういう施設があるとかというようなご相談には応じていきたいなというふうに思います。

2つ目の妊婦通院タクシー事業委託の関係ですけれども、今のところ実績としましては1名の方が利用したということになっております。

ただ、母子手帳交付時に、この制度があるということをお知らせはしております、多くの方が登録はいただいていると思います。

タクシー、大正交通さんに委託をしておりますので、そこに情報等をお伝えしてというように登録はいただいております。

恐らく、今のところはお自身ですとかご家族の送迎等で利用されているのかなというふうに、通院はしていると思うのですが、多くの方は、何かあった時とか、ご家族で送迎できない時とか、そういう時のために登録はいただいていると思いますので、これも引き続きしっかり周知をして、登録と制度をすぐ使えるように進めていきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 給食費の減額についてはわかりました。

学校閉鎖が結構あったということで。

自分としてはちょっと抜けていた点もありましたので、申しわけありませんでした。

あとの3つについても、いろいろご説明をいただきましたので、理解をしました。

認可外保育施設の助成金、また、タクシーの利用なども、また今後、周知を徹底していきたいということでございますので、そういったことも、利用される方が増えていけばいいなというふうに考えております。

もう1点ちょっとお聞きします。

57ページの農業振興推進費のところで、元気な農業サポート事業補助金ですけれども、これもいろいろ説明あったのですけれども、当初予算1,120万円ほど、これ見ていたのですよね。

500万円ほど減額、三角になっているのですけれども、この事業、メニュー的には8つほどあると思うのですけれども、結構、執行状況報告あたりを聞いていますと、申請件数としては27件ほどあったというような報告がございました。

意外と申請者少ないのだなというふうには思うのですけれども、ただ、令和5年度、廃プラの処理費の助成ですか、それが入って、それについては農協さんの処理費用の4分の1だったかな、を助成するというので、そっちの廃プラの方については、多分農家の方々、百十何件ぐらいは廃プラに出されているということも聞いていますので、それも入れれば結構なこのメニューの利用数にはなるのですけれども、結構1,100万円ほどの予算があった割には、意外と残額が多いということで、どういったメニューの申請が少ないのか。

その辺もしわかればちょっと教えていただきたいなというふうに思うのですけれども。

結構この事業というのは、農業者個人への直接の助成といえましょうか、そういうことで、結構農業者の方々もいろいろそういった補助ないかということで気にはかけていると思うのですけれども、なかなか使えないメニューもあるのかどうなのかもわかりませんが、もし、その各メニューでの利用状況等がわかれば、説明をいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 元気な農業サポート事業の実績ですけれども、客土が大体8件ほど利用があります。あるいは、礫除去も5件ほどとなっています。

また、昨年度からメニューに入れています集積場の設置についても、令和5年度については8件ということで申請をいただいているところです。

また、先ほど宮部議員がおっしゃったとおり、廃プラスチックの助成も令和5年度から、こちらの方は間接補助みたいな形で、農協さんの方に処理費の4分の1を補助しているという形になります。

こちらの方、費用的には農協さんの方に92万7,000円ほどを支出しているという状況になっています。

一方で、利用の申請実績が比較的少ないものにつきましては、耕地防風林の植栽メニュー、こういったものは、申請件数がないといった状況です。

また、制度見直しに創設したストーンクラッシャー等についても、令和5年度については実績がありませんでした。

また、今後、ちょっと制度の運用見直しも含めて検討していかなければならないかなと考えているのが、土壌分析の部分について、申請は2件ほどあるのですけれども、多くの農

家さん、恐らく土壌分析はもっとされていると思いますので、ちょっと使いづらいのかなという課題も、農協さんと話中で、ちょっと課題も見えているところですので、例えば、令和6年度以降、廃プラスチックと同じように、大体農協さんを通じて農協連の方に土壌分析をされている方多いかと思いますが、ちょっと若干、制度の運用については見直しを図っていきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） わかりました。

意外と土壌分析あたりも2件ほどしか出ていないということで、まだまだきつと農家さんあたり、昨年あたりから肥料高騰などもあって、かなり分析は出されていると思いますが、まだ何か使いづらいというのか、何かちょっと問題があるのではないかなと思いますので、その辺ちょっと見直しをかけていただければなというふうに思います。

この件については、また新年度の予算の方でまだちょっと聞きたいので、これについてはこの辺で止めておきます。

もう1点だけお聞きしたいのは、67ページの除雪費のところの補助金、先ほど、今年から除雪機の購入補助金が設けられたのですけれども、結構申請があったということで、8件あって、後からまた2件ということで10件ぐらいになるのかな。

それで、これについては、105万円ほど追加補正ですけれども、確か小型ロータリー除雪機と小型ホイールローダーと二手あったと思うのですが、その件数の内訳といましようか、多いのは多分小型ロータリーなのかなというふうに思いますけど、その辺の内訳をお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課課長（川尻年和君） 宮部議員の質問にお答えしたいと思います。

除雪機の購入補助金ということで、今年度創設したものでございます。

こちらの部分につきましては、8基が小型といいますか、家庭用の除雪機ということになります。

あとの2基につきましては、小型ロータリーといいますか、農作業の主に使うトラクターに接続する除雪機といいますか、そちらの助成になります。

計10件ということになります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

質疑がなければ、これで質疑を終わります。

議案第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第13号、令和5年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第14号、令和5年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第15号、令和5年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第16号、令和5年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第17号、令和5年度中札内村簡易水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第18号、令和5年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

明日6日と7日の2日間、議事日程の都合により休会とし、8日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日6日と7日の2日間は休会し、8日午前10時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時09分